

第90回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成26年10月27日（月）

開議 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	西村	銀三	4番	新温泉町	高橋	邦夫
5番	豊岡市	青山	憲司	6番	豊岡市	井垣	文博
7番	豊岡市	伊藤	仁	8番	豊岡市	上田	倫久
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	次郎
11番	豊岡市	木谷	敏勝	12番	豊岡市	竹中	理
13番	豊岡市	松井	正志	14番	豊岡市	西田	真
15番	豊岡市	古池	信幸	16番	豊岡市	椿野	仁司

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第5号議案～第6号議案）一括上程
一般質問
- 第3 議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第5号議案～第6号議案）
一括上程
一般質問
 - 6番 井 垣 文 博 議員
 - 15番 古 池 信 幸 議員
 - 3番 西 村 銀 三 議員
 - 10番 中 井 次 郎 議員
 - 2番 谷 口 眞 治 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会中継続審査議決
6. 閉会宣言
7. 議長あいさつ
8. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（椿野仁司） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（椿野仁司） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会運営委員長より閉会中における継続審査の申し出がなされ、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

5番青山憲司議員。

○議会運営委員会委員長（青山憲司） おはようございます。

本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から行います。

通告のありました議員は5名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行います。

次に、議会運営委員会に審査の付託を受けた請願第1号について、閉会中の継続審査議決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

○議長（椿野仁司） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第5号議案～第6号議案（平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）外1件）

○議長（椿野仁司） 日程第2、第5号議案ないし第6号、平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）外1件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は通告順に基づき順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 皆さん、おはようございます。6番、井垣文博でございます。

ことしの夏から秋にかけて多くの台風が上陸し、全国各地に大きな被害をもたらしました。幸いにも北但1市2町にはそれほど大きな被害もありませんでしたが、災害への備えがいかに重要か再確認させられた年でありました。同時に、災害が起きたときに大きな役割を求められるのがごみ処理施設であります。そのため、今建設中のごみ処理施設がどのような自然災害にも耐え、非常時に

も施設としての機能を停滞させることがない施設になることが求められていることを実感した次第でもあります。

今期定例会の開会に当たり、管理者の挨拶にありましたように当初の予定より大幅な工期のおくれが生じていますが、今後地元住民の理解と協力をいただきながら一日も早い完成を願うものであります。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

まず1点目は、地域振興計画の進捗状況についてであります。

言うまでもなく、ごみ処理施設の建設は森本区、坊岡区の皆さんが施設を受け入れ、施設とともに生活をしていくことを決断していただき整備が進められているものであります。そのとうとい決断に対し、当局も議会も地域に添えていくことが大切であります。その一つが地域振興計画であり、その計画の確実な実施であります。

そこで、お聞きします。今回配付されました地域振興計画の進捗状況をどのように評価されているのかお聞きいたします。

また、その中で未実施の事業も多く見られます。それに対し今後どのような姿勢で臨まれるのか、そのお考えをお聞きいたします。

次に、この計画の中にコミュニティー活動への支援がございます。これにつきましては、基本協定締結後要望に沿えるよう協議するとなっております。施設とともに生活し、施設とのかかわりを地域の活性化の柱にと考えられている地域の皆さんが今後コミュニティー活動をどのように進めていくのか。そして、その活動の成否はごみ処理施設が今後20年にわたって順調に運営されていくためには極めて重要であります。

そこで、コミュニティー活動への支援について、地域と十分な時間を持って協議がなされる必要があります。このことについて、今後どのような考え方のもとでどのようなスケジュールで臨まれる予定なのかお聞きいたします。

2つ目の質問は、地元住民との信頼関係の構築についてであります。

先ほども申し上げましたように、工期が大幅におくれている状況の中で一日も早い完成が望まれます。また、完成後の施設運営が順調になされるためには地元住民の理解と協力が何よりも重要であります。事業者からの提案書で、地元住民との情報共有体制の確立により安心と信頼を提供するとなっております。

そこで、お聞きします。組合として、また事業者としてそれぞれ地元住民との信頼関係構築のためにどのような取り組みがなされているのかお聞きいたします。

また、その取り組みの中で地元の反応はいかがなものなのか、どのような課題が出されているのかお伺いをいたします。

最後の質問は土砂災害対策についてであります。

ことしの夏から秋にかけて全国で発生した土砂災害は、我が国において避けることのできない災害であるのかもしれませんが、土砂災害対策工事などを施工することによりその被害を最小限に抑

えることは可能であると考えます。自然災害発生時には、各家庭から膨大な災害ごみが出されることとなります。その際、大きな役割を果たさなければならないのが、その災害ごみを処理するためのごみ処理施設であります。そのため、今建設中の施設はどんな自然災害にもその機能を失わないものにする必要があります。

しかしながら、当施設の建設場所は細い谷筋に入り込んだ場所であり、敷地造成工事やその進入道路は急な山腹を削り取ってでき上がったものであります。このような地形の中で、土砂災害から当地域や施設を守るための砂防工事などが必要な箇所があるのかないか。また、必要であるならどのような対応が必要になるのかお聞きいたします。

次に、斜面安定対策についてお聞きします。

進入道路や敷地造成工事において、斜面を切り取ったかなり大きなのり面工事が行われていますが、そののり面工事はどの程度の雨量や地震に耐えられる設計となっているのかお聞きをいたします。

次に、木谷川改修工事についてお聞きいたします。

木谷川流域の土砂災害から地域や施設を守るためには、木谷川の河川改修がぜひとも必要と思われれます。地域振興計画の中にも上げられていますが、今後の方針についてお聞きをいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（椿野仁司） 答弁願ひします。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、地域振興計画の進捗状況についてお答えをいたします。

地域振興計画の計画実施期間は、計画策定時である平成20年度から施設稼働期間とし、構成市町の財政状況を見据えながら計画掲載事業のうち地元区の要望順位が高く、かつ用地、関係機関協議など諸調整の整ったものから年次計画により実施しています。

また、本計画は社会経済情勢の変化などに対応して掲載事業の変更、追加及び削除を行うことができるとしておまして、地元区の意向を確認しながら平成24年度に改定をしたところです。

これまで実施済みあるいは実施中の事業が42事業ございますが、総事業数63事業の3分の2に当たります。これらは諸調整の整ったものでありまして、着実に地域振興計画は進んでいるもののように認識をしております。

一方、未実施の事業につきましては、1つには諸調整が完了次第直ちに着手できるもの、2つには年次計画により次年度以降に着手を予定しているもの、3つに現在諸調整を行っているもの、4、諸調整を行った結果、事業化が困難なもの等がございます。今後におきましては、これら未実施の事業について地元区の意向を踏まえて改めて整理を行うとともに、財政状況を加味しながら諸調整が整ったものについては可能な限り施設稼働前までに事業を実施してまいりたいというふうと考えております。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、コミュニティー活動の支援、地元住民との信頼関係構築について、木谷川改修工事についてお答えをさせていただきます。

まず、コミュニティー活動への支援ですが、平成20年1月に候補地選定委員会におきまして森本・坊岡区を含めて5カ所の候補地を選定されたことに伴いまして、組合では関係区に事業説明会を開催いたしました。森本区におきましては、最終候補地になった際における地域振興等の受け入れ条件案を協議されまして、その中にコミュニティー活動への支援というものがございました。

その具体的な内容といたしましては、区が実施される地域コミュニティー活動への支援として交付金を交付するというものでありまして、金額については月額10万円を要望されるというようなものでございました。そのことにつきまして、事業説明会におきまして私ども組合のほうでは前向きに検討させていただきますというふうな回答をいたしたところでございます。最終的に森本・坊岡区が候補地として決定をされまして、平成20年12月に策定しました地域振興計画にはこのコミュニティー活動への支援といたしまして両区への交付金を含めて概算総事業費約8億円を見込んでおりますけれども、その中に含めさせていただいております。

今後のスケジュールにつきましては、この交付金、地域コミュニティー活動への支援ということと交付するものでございますので、そのあり方、あるいは交付の開始時期等について両区と年明け以降より協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地元住民との信頼関係の構築についてお答えをさせていただきます。

北但ごみ処理施設建設工事を9月より着工しておりますけれども、着工するに当たりまして7月の28日、29日に坊岡地区多目的集会施設、森本区ちびっこ会館において坊岡区、森本区それぞれの区民の方に対して工事説明会を開催し、工事の概要あるいは工程、施工体制等についてご説明をさせていただきまして、建設工事に対してご理解をお願いをいたしております。

また、進入道路・敷地造成工事の際には周辺の住民の方々から騒音についての苦情が実は入りまして、その騒音の低減を図るべく、当初設計にない防音シートでありますとか超低騒音型の掘削機を使用し騒音対策を施すなど、できる範囲内で住民の方々の理解をいただくよう努力してまいりました。

施設建設工事期間中につきましても、地元住民の方に現地の状況を確認し情報を共有してもらうため、森本区・坊岡区合同検討委員会での施工状況報告あるいは工事の進捗状況を確認しながら、建設現場の見学会等を開催してまいりたいというふうに思っておりますし、また定期的に発行しておりますかわら版等の広報紙、ホームページで情報を提供し発信していくことで、地元、組合、事業者の三者が本工事について情報を共有することで地元住民の方との信頼関係を築き、工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

課題として考えられますのは、議員もご指摘のとおりこの工事についておくれが生じております。平成28年4月でのごみ全量受け入れまでのスケジュールは決して易しいものではなく、大変厳しいことが予想されます。したがって、現在施設建設工事のほうの計画しております作業というのは休日は日曜日だけということで、作業時間が8時から18時というふうなことで予定をしております。

すけども、大変この先厳しいというふうなことでその時間外における作業も予定をしたいということで、両区の皆さんには格別のご理解をいただくことが必要というふうに考えております。

次に、木谷川の改修工事についてでございます。

木谷川は砂防指定地内における河川でありまして、竹野川の合流部から上流へ約900メートルの地点にあります虫生橋までが二級河川で、それより上流については普通河川というふうになっております。地域振興計画に掲載されております木谷川の河川改修区間は砂防指定地内の二級河川でありまして、兵庫県が管理する河川となっております。砂防指定地といいますのは、土砂が流出し、または流出のおそれがある地域で治水上砂防の必要が認められる土地について国土交通大臣が指定する区域で、工事等を行う際には県知事の許可が必要となっております区間でございます。

木谷川の改修工事につきましては、当初地域振興計画として進入道路のルートを計画する際に進入道路工事とあわせて木谷川を改修する計画のルートを検討しておりましたが、地権者の理解が得られず計画を断念した経緯があります。平成16年の台風23号では、水位が左岸堤防を超え農地に被害を与えました。また、現在も大雨のたびに主要地方道日高竹野線の一部で冠水被害があることから地元区より水路改修の要望がありますが、根本的に水路の流末となります木谷川自体の河川改修をしないことには解決ができないため、河川管理者であります兵庫県に河川の改修要望をいたしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（椿野仁司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、土砂災害防止のための取り組みと斜面安定対策についてお答えいたします。

まず、現在建設中の施設の下流域周辺には土砂災害警戒区域、上流域周辺には崩壊土砂流出危険区域に指定されている箇所があります。土砂災害警戒区域は森本区、坊岡区の一部が指定されておりますが、この区域内で施設建設を行っているものではありません。また、施設の上流域には崩壊土砂流出危険区域が指定されていますが、兵庫県により平成13年度に砂防堰堤も設置されており、堆砂状況から見ましても現時点では新たな土砂災害対策の必要はないと考えております。

なお、進入道路・敷地造成工事につきましては、兵庫県制定の「兵庫県の開発許可制度の手引」、
「森林法の開発許可制度について」及び宅地防災研究会の「宅地防災マニュアルの解説」並びに公益社団法人日本道路協会の道路土工の各種指針等に基づき設計をしております。

また、施設の一部が砂防指定区域に入っているため、兵庫県の「砂防指定地内作業技術審査指針」に基づくなど関係法令に適した設計をしておりますので、特別な対策は必要ないと考えております。

次に、斜面安定対策についてですが、切り土斜面及び盛り土斜面につきましては、地震時の検討については「兵庫県の開発許可制度の手引」に基づき地震時の設計水平震度0.25、安全率1.0以上として安定計算により安全を確認いたしております。

詳細な説明は理解しにくいと思われまますので概略的に申し上げますと、一般に震度6から7程度の地震に対しまして最小限の変形に限定される程度の安全性を有していると言えます。

次に雨量ですが、流量計算に適用する技術基準は「兵庫県の開発許可制度の手引」、「森林法の開発許可制度について」を基本として水路が砂防指定区域内に係る場合には兵庫県の「砂防指定地内作業技術審査指針」についてもあわせて検討して、最も大きくなる水路断面を採用しております。

なお、流量計算に用います降雨強度につきましては、「兵庫県の開発許可制度の手引」では1時間当たり120ミリ、「森林法の開発許可制度について」では1時間当たり138ミリ、「砂防指定地内作業技術審査指針」では1時間当たり110ミリの降雨強度となっております。以上です。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

管理者のほうから、地域振興計画の進捗状況について説明いただきました。3分の2の事業が実施済み、また実施中というなお話もありましたが、一方で3分の1が未実施ということにもなります。施設の建設が始まりまして、あと稼働までに1年半ほどになった状況の現在でまだ3分1が未実施というのは、私の感覚では少し進捗がおくれているのではないのかなという、そんな感じもしております。事業の内容から見ましても、先ほど管理者からのご答弁にもありましたように施設が稼働するまでに実施すべき、基本的にそうすべきものだというような内容のご答弁もあったと思いますがまさにそのとおりでありまして、やはり施設が稼働するまでに工事が終わるということはなくても、工事が始まっているというそういう形をぜひすべきではないのかな、そのようなことを感じております。

そうした中で、まだできてない理由の中に、地元の協力が得られてないということがこの進捗状況の報告書の中にも上げられておりますが、ただ単に地元の理解が得られてないからこそ、より当局としてその事業を進めるための努力というのが必要になってくるというふうに思っております。この地域振興計画に上げられている事業といいますのは、当局も国、県も1市2町も、そして地元も必要だからという形で上げられているのがこの地域振興計画だというふうに理解しております。そういう意味では、地元の協力が得られなければ、例えば用地などの協力が得られなければ事業というのは進められないんですが、でもそこを努力するということが必要だ、そんな感じがしております。

という観点からして、そういった難しい問題に対して具体的にどのような努力がなされているのか、いま一度ご答弁をいただけたらというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 管理者のほうから答弁させていただきましたけども、その3分の1に当たるものが具体的に資料をお示しをしておりますのでおわかりいただけると思いますけども、まず木谷川改修に関連する事業というのはたくさん事業があります。これにつきましては、この地域振興計画の策定当初から基本的に進入道路の位置について、今の現位置で進めております工事の箇所ではなくて木谷川の位置に進入道路をつくって行って、木谷川をよっこして河川改修をするという前提条件のもとでこの河川改修という地域振興計画自体が成り立っていたということでございますので、

その当初段階でこれは地元区に対して説明する際におきましても十分にご説明してきたということでございます。

また、それに関連しまして、その地域の圃場整備という要望も地域振興計画にもありました。これにつきましては、当然その河川改修をしてよっこして行くわけですので、周辺土地を買収していきますので、それに関連をして圃場整備をあわせてやらせていただくというふうなことで地域振興計画を上げたんですけども、現在の格好になりますと新たにその地域だけを圃場整備をする必要があるということで、これについて土地地権者の方々に、これはもう全く無償で事業をやるというわけではなくて、一般の負担の軽減をしながらやるということで地元のほうに投げかけさせていただきましたけども、なかなか地元の方々が合意が得られないというふうなことで、今3分の1に当たる中にはそういうふうなものがたくさんありまして、今すぐ実施できるというものは数少ないんじゃないかなということ。

それともう一つには、例えば坊岡地区の公民館について地域振興計画に上げられているんですけども、これも私どものほうは供用開始までというふうな基本的なスタンスの中でお話をさせていただきましたけども、やはり築後まだ新しいということもあって、地元区はまだ使いたいと。もう少し、10年後、15年先ぐらいにお願いしたいというふうなことも言うておられますので、そのタイミングを見てやらせていただくというふうなことでお答えさせていただくとということ、決して3分の2が少ないというわけじゃなくて、ほとんどのできるものについてはもう既に手をかけているというような状況だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 できるものはさせていただいてるというご答弁をいただいて、確かにそうだろうなというふうに思っておりますが、できない難しさがあるけれど、しなければならないものについては最大限地元の協力が得られるような努力をするというのが、それが当局としての責任ではないのかなとそう思うので、そういった形でのお取り組みをぜひお願いをしたいというふうに思います。

今、木谷川の改修の話もいただきましたが、木谷川の改修については一切今後もうさわないという、そういうことでしょうか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほどご答弁させていただきましたけども、この改修については砂防指定地域内の二級河川の県の管理する区域でございますので、兵庫県のほうに整備について要望していくという姿勢でございます。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 あそこの地形を見ますと、特に県道から進入道路入り口の部分というのは木谷川の河床と道路との高低差が非常にない。そういうことから、非常に木谷川が増水、あふれてしまうと県道にも影響しますし、進入道路にも影響するのではないのかなという思いがします。また、その奥

に向かって右側のほうは田んぼ等がございます。そういったところにも影響してまいります。

この地域振興計画の基本というのは、地域周辺の環境保全、生活を守っていくという部分が法律の大きな精神でもあると思います。確かに、進入道路とあわせて木谷川の改修をしようというのが当初の基本的な考えであったかも知れませんが、でも道路の位置が変わったとしても木谷川の改修の必要性というのは、それはだからもう解決されたものではなくて、木谷川が抱えておる問題というのはやっぱり何とかそれを解消すべきものだというふうに思っております。それは県の土木のほうに要請をしていくというそういうお話でありましたが、県のほうに要請していただく場合も強く要請していきますというそういうスタンスではなくて、例えばこの施設の問題が出たときに、それで地域振興計画を検討するときに1市2町と地元との協議ということじゃなくて国も県も入った中、実際にその場に国も県も入られてたかどうかわかりませんが、でもこの地域振興計画の中に入っているということは、国も県もこの問題については自分たちの事業の中でも最優先でやっていきたいと思いますという、そういう思いを私は当初の土木事務所は持っていたのではないのかなというふうに想像いたします。そういう意味でも、事業の推進に当たってそういう思いを土木事務所のほうにも持っていただく中で事業の推進を図っていただきたい。そういったような対応の要望といいますか、働きかけを県のほうにもぜひしていただきたい。そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（椿野仁司） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 地域振興計画の策定時におきましては、兵庫県、豊岡市、北但行政事務組合が一緒になって合同会議を開催をいたしております。したがって、兵庫県におかれましてはこの地域振興計画の実施について格別のご理解をいただき、実は木谷川につきましても方針的には先ほど申し上げましたとおりの方針でいくということでしたので、当面の措置として堆積土砂について早急にやっていただきたいというふうなことで、平成23年度にはその堆積土砂を兵庫県のほうで除去していただいて流下能力を高めていただいたというようなことも実施していただいておりますし、このことについては十分兵庫県のほうにおかれましても理解いただいているというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 何度も繰り返しとなりますが、3分の1の未実施という部分が現実にある中で、確かに地元の協力とかさまざまな問題の中で結果としてまだ実施ができてないという状況の中でもございますが、地域振興計画の中にある事業でございますので、今後とも絶対に事業実施をやっていくんだという強い思いの中で取り組みをぜひお願いを申し上げたい、そのように思っております。

この地域振興計画につきまして最後の質問でございますが、県の事業の中で国道178号、江野トンネルから森本橋にかけて消雪装置の工事がもう既に終わっております。そうした中で、水が確保できないということの理由の中で、これまで冬期2シーズンが稼働してない状況となっております。地元の方々も、これにつきましてははすごく何とかしてほしいという強い声を聞いています。しかし地元の方だけじゃなくて、ここは国道でありますので一日にたくさんの交通量のある地域でありま

して、冬期は凍結をする非常に危険な箇所にもなってしまいます。現在その水源確保のための調査中だということをお聞きしておりますが、その水確保、水源確保の見通しというのはどのようなようになっておりますか。もし状況を把握されておられましたらお聞きします。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今議員ご指摘のことについて、私どものほうもできるだけ早くその問題解決に当たっていただくべく豊岡市を通じて兵庫県のほうにお願いをしているということで、その解決策についての現段階での状況というのは今のところ把握いたしておりません。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 この冬、冬期3期目という形に多分なるのではないのかなという思いがしておりますのでぜひ何とか、せっかく装置があるわけでありますから、それがうまく稼働できるような取り組みになるように、さらに強い要望を県のほうにお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、先ほど最初に管理者の答弁の中にもありましたが、新たに追加したい項目というものがあれば、それは地元との協議の中で追加もあり得るという答弁を管理者のほうからしていただいたと思いますが、今後もし地元との協議の中で必要な追加項目というものが出てくるということになれば、それは追加されるんだというふうに基本的に考えたらよろしいのでしょうか、もう一度確認させてください。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 単純に追加というわけにはいかないというふうに思います。先ほど管理者からも答弁されましたけども、平成20年の時点で地域振興計画を立てておりますので時間軸でずれてきたときに、これよりももっと重要な施策があるというふうな場合には規模を縮小したり事業費を抑え込んで新たなものを追加するというふうな形で、総事業費約8億円と言っておりますけども、その枠内の中で地元のほうにはお考えいただくというふうなことで、何が何でも全て地域振興計画で実施をするという考え方については持ち合わせておりません。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 何が何でも地域振興計画という、そういうことを多分地元の方も思われてないと思います。しかしながらこの地域振興計画、稼働する前に実施すべきが基本とありながら、しかし稼働期間中20年間の中にこの地域振興計画というのは有効なんだというような、多分そういう位置づけになっているんだ、そういうふうに理解をしております。

そうしましたら、20年間の中でさまざまな時代背景、いろんな形が変わってくると思います。そういう意味でも、いや、こっちを落としてこっちを上げたらもうそれだったらできますわということじゃなくて、この地域振興計画の中にも本計画は社会、経済情勢の変化などに対応して掲載事業の変更、追加及び削除を行うことができるというような項目にもなっておりますので、こういうことにつきまして今後とも地元のいろんな意向を協議の中で十分理解をしていただくんだという、そういった気持ちでもっての対応をぜひお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

それでは、次にコミュニティー活動についての支援について質問させていただきます。

地元の方からも、これについてできるだけ早く協議の場を設けてほしいというような声も聞いております。具体的には、27年の年を開けたらもうそういう場も持ってほしいというようなお話も地元の方からも聞いております。そういう意味で、今後これにつきますでの協議というのを進めていただきたいというふうに思っております。

そうした中で、先ほど交付金で幾らというような具体的な話も出ましたが、私は交付金を幾ら出しますからもうそれでコミュニティー活動の支援というのは終わりですよと、私はそういうことではないのかな。もちろん金額も大事ですが、その交付金を活用して、あるいは交付金を活用しなくても地域のコミュニティー活動をこれから地域の人たちがどのように進めていくかという部分。それはコミュニティー活動というのは、施設とのかかわりの中におけるコミュニティー活動というものも非常にたくさん出てくるはずだと思うんです。あるいは周辺整備の環境の取り組み、そういった部分に地域の人たちかどうにかかわっていくかということも含めても、それもコミュニティーの中の一環という形になりますので、ここの地域振興計画の中にありますコミュニティー活動への支援というのは交付金を幾ら出しますからもうそれでこの項目は終わりですよと、そういうことではないと思うんです。

そういう意味からしたら、私は地域振興計画、社会基盤整備のハード的な事業が中心となっておりますが、坊岡区とか森本区の将来を考えたときにその施設整備以上にこのコミュニティー活動の支援というのは私は非常に重要なポイントになる、このコミュニティー活動への支援というそういう項目なのではないのかなと。そのように思っておりますので、そういった思いの中でぜひ地元とのコミュニティー活動支援への協議というのをやっていただきたい。ただ単にお金の話ではないんですよという態度、思いでやっていただきたいというふうに思いますが、そのあたりもう一度お気持ちをお聞かせください。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回の地域振興計画の中でのコミュニティー活動への支援という形は、先ほどご答弁させていただきましたように具体的に金額としてそれで、その原資をもって自分たちで一生懸命考えてやっていこうという趣旨で要求をされたということですので、そのことについてご答弁させていただいたということですし、当然私どものほうも両区とのかかわり合いを深くしていきたいという形でありますので、例えば運営事業におきましても全部今のタクマグループのほうにやっていたとということではなくて、私どもで管理をしなくちゃいけないという部分もあります。それは周辺環境の環境学習の地域にもありますので、そういうところに地域の方が一緒になって入っていただくということができないか。あるいはその対策としてどう考えていったらいいのかというふうなことで、施設を通じて両区との関係を深めていくということが我々に課せられた部分ではないかなというふうに考えておきまして、今後そのことについても両区と話し合っていきたいというふうに思っております。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。繰り返しになりますが、私は施設とともに生きていこうとさ

れてる地域の方々が今後施設とのかかわりの中でコミュニティー活動をどうしていくかというのは非常に大きなポイントになる。そんな思いでぜひ進めていただきたい、そのように思っております。

またそれと同じような形になるのかもわかりませんが、信頼関係の構築について再度質問させていただきます。

人間の信頼関係というのは、一度でき上がればそれがもう壊れることなくずっと続いていくんだということではなくして、ちょっとしたことで壊れていくというそういうものだというふうに思っております。そのためには、常に地元との信頼関係をつくっていくんだというそういった努力を継続してやっていく必要がある、そのように思っております。

そうした中で、私、信頼関係をつくり出す中で一番大事なのはやっぱり情報提供、情報の共有ということではないのかなというふうに思っております。人間というのは、知らされなければ不安になったりとか不信感を持ったりとか、あるいは誤解したりとか、とにかく人間の心というのはそういうことになりがちですので、とにかく情報を提供していく、これが私は信頼関係をつなぎとめる最大のポイントかなというふうに思っております。

そのためには、先ほど地元に対して工期の説明とかいろんな形の説明をされながら、またホームページ等でも情報提供しながらという話もお聞きしました。それも確かに大切な部分ですが、私は資料等で説明する以上にやっぱり現場を見てもらうという部分が地元の森本区とか坊岡区の皆さんが地元に対して信頼を寄せる。そしてでき上がる状態を定期的に見る中で、だんだん自分たちのところにこんな施設ができるんだというそういった思いにもつながっていく。そのためには、ぜひその都度その都度に地元の人たちに現場を見てもらう。そういうことが信頼関係をつなぐ上で非常に大きなことではないのかなというふうに思います。そういう意味では、何か現場を見てもらうというものを定期的にその機会をつくっていくということが必要なのではないのかな、そんな気がしております。工期がおくれてますので、ちょっとでももう作業員の手をとめることはもうしたくないんだという思いも、それもすごくわかります。しかしながら、工程をつくる上で、工期をつくる上で地元の人たちに施設を見てもらうんだということは当然やっぱり私は工期の中に入っていきべきものだというふうに思いますし、それがひいては最終的には工期の進捗にもつながっていくんだと。一日も早い工期の完成にもつながっていくんだというふうにも思いますので、ぜひそのあたりの定期的な地元の方々の施設見学、そういったものを計画していただけたらというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうで情報を共有するという部分で申し上げますと、まず工事状況につきましては一カ月に一度地元の方々、森本・坊岡区の役員さんに現在はなっているんですけども、一カ月の予定等のチラシをつくりましてそれをお配りして、状況がわかるようにさせていただいております。

できるだけ一緒になって汗をかこうという意味でいえば、例えば今、木谷川の改修の関連で言いましたけども、市場地域の主要地方道の道路冠水で地域の方々がお悩みになってることに對して、

私どものほうに何とかその原因解明とか調査をしてほしいというようなことを言ってこられて、当然本来であれば直接はそういう私どものほうの話ではないと思いますけども、地域の一人として調査に出かけまして、地元のほうに説明をしたりとかいう作業も実はやらせていただいております。

現場を見ていただくということも大事かも知れませんが、それは例えば稼働しているときじゃなくて休みの日にしか多分お集まりいただけないと思いますので、地元の方のご要望をお聞きした上でそのことについて判断していきたいというふうに思っております。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 先日、私もその地区に行って工事現場をまきに見上げると感じるんです。旧道のほうへずっと入っていきますと、もう上のほうに施設がありますし進入道路も上のほうにあるから、下からこうやって見上げるといふようなそういう状態の中で、今何が行われているんだろうかというのは地域の人たちにはもう全然わからないというのがその地形上もあります。そういう意味からも、やっぱり理解をしていただく機会をできるだけつくっていただけたらなというふうに思っております。

最後に土砂災害についてでございますが、先ほどの説明の中で何とかの設置基準に基づいてなされているというふうな説明もありましたが、そういう説明をしていただいても少し理解ができないのが、聞かれてる議員の皆さん全てじゃないのかなというふうな感じがしております。

進入道路、のり面工事等について、時間雨量が120、130ミリで地震では6から7程度だったら大丈夫かというふうなことでありましたので、かなり大丈夫なのかなという感じ。時間雨量が120、130ミリというのは最近全国各地の雨量の中では出ておりますが、しかしのり面工事がきちっとされておりますので、何とか大丈夫なのかなというふうに信じる以外にないというのも現実なのかも知れません。それは進入道路ののり面工事だけの話でしょうか、それとも敷地の部分もかなり大きな、むしろ敷地のほうが大きなのり面になっておりますが、それも同じように考えたらよろしいんでしょうか、いかがですか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 敷地造成工事におきましても、のり面についての検討いたしております。

そして先ほど議員ご指摘がありましたように、この現場は山がありそして川がある中での施工をしております。今回、都市計画法、森林法そして砂防法の3つの網がかかっている区域でありまして、それぞれの法律についても満足する設計基準で設計のほうを行っております。以上です。

○議長（椿野仁司） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、ごみ処理施設というのは災害時ほどというんですか、常に大切な施設なんですけど災害時ほどやっぱりその役割を地域の方々からは期待される。膨大なごみが出てまいります。平成16年、23号台風、各家庭が出されたごみが豊岡市民1年間分のごみが一遍に出されたというような報告も聞いております。そういう意味でも、ごみ処理施設はどんな場合でも停滞させない

んだ、ストップさせないんだというそういった思いの中での危機管理という部分も最近の土砂災害の中では非常に大きな災害が出されるというような時代になっておりますので、今後も常に土砂災害に対する基準とか見直しとかという部分でかなり法律も変わるというようなこともあったりして見直し等も今後ともあろうかと思っておりますので、その点も十分に理解をしながら施設を守るための災害対策に留意をしていただきたい、そのようにお願いをしておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（椿野仁司） 以上で井垣文博議員に対する答弁は終わりました。

次は、15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 15番古池です。

振り返ってみますと、私はごみ問題は日常生活と切っても切れない課題であり、地域全体の産業とのかかわりでも環境問題の観点からも特別に重要な課題であるとの認識に至り、微力ながら活動を続けてまいりました。

合併前の2004年、平成16年に日高町上郷が広域ごみ処理施設建設候補地として城崎町議会でも審議が行われ、私は日常的に処理をしなければならないのに余りにも遠過ぎるとの判断から反対をいたしました。日高町内でも、住民の合意を得ないで候補地としての名乗りがあったことで大変な問題となりました。3年にわたる環境学習、議会への陳情活動などの結果、上郷区民は7月24日の区の臨時総会で受け入れ拒否を決定されました。

2007年、平成19年8月31日、北但行政事務組合は議会協議会でその旨の報告をいたしました。間髪を置かず、11月21日、第1回候補地選定委員会が開かれ、翌年、寺嶋均選定委員会委員長名で中貝管理者に、ただし今後の建設推進に当たっては地元区の要望を踏まえて隣接区等への理解を求め最大限の努力が必要であるとのただし書きをつけた森本・坊岡地区を選定して報告書が提出されました。

2011年、平成23年11月28日、竹中土木・徳網・但馬土建・山口工務店特別共同企業体と進入路・敷地造成工事契約が認められ、2012年2月9日、住民による工事着手反対の横断幕が掲げられる中、工事安全祈願祭が行われました。

工事経過の中で、急峻な斜面の木材の伐採、斜面の掘削等豊かな森が容赦なく切り開かれていきました。あらわれた地肌は、まるで血を流したように赤い色をしており大変驚きました。工事用機械の転落事故、油の流出による木谷川、竹野川の汚染、そして大量の残土の発生が明るみに出てまいりました。

そこで質問いたしますが、地盤が果たして進入路や敷地として適切な強度を持っているのか。補強が必要なのか。進入路としてはふさわしくないのか、あるいは適地として十分な基礎があると言えるのか。これらの結論を出すために、地盤の調査が行われたのではないのでしょうか。その結果はどうだったのでしょうか、お尋ねいたします。

設計者は地下の土質を調査し、敷地造成、進入路工事の設計をし、先ほどの企業体が工事を請け負いました。地すべりの発生は設計者は予見していたとは思えませんが、そのところはどうかっ

たのでしょうか。地すべりの危険があり得るが、工事は可能だと設計士の見解だったのでしょうか。施工する側としては、そのような危険性はないとの前提でなければ工事を請け負うことはできないのではないのでしょうか。設計者と施工者との間での責任の所在はどちらにあるのか、お尋ねいたします。

大量の残留土砂の発生について先般報告がありましたが、設計者はなぜ予見できなかったのか。地盤調査をして成果物を報告した段階で報告されていなかったということであるならば、大量の残土発生に伴う処分、その取り扱いの経費の負担責任はどこにあるのかという点についても質問いたします。

納税者である豊岡市民、香美町民、新温泉町民はこのたびの北但ごみ処理施設の当事者であります。その市民が建設に当たりどのような機能を持った施設なのか、工事金額は適切なのか、施設建設も管理運営も長期にわたる一括契約で行われるということによって本当に安心できるものかなど、情報を求めることは当然のことではないのでしょうか。発注の主人公である住民の理解を十分に得られた上での進め方が行われたかという点で質問をいたします。お答えをお願いいたします。

そもそも本体施設について、同規模のものならば4ヘクタールの敷地があれば建設可能であろうかと私は考えております。環境にも負荷を与えず安全な施設であるというなら、進入路が800メートル以上も必要な坊岡にしなくてもその土地面積が確保できるところを用意して選定し、地域の同意を求めればいいのではないのでしょうか。

技術の進歩、環境問題への国民の関心の高まり、地球温暖化防止、ごみは焼いて捨てるものではなく大切な資源として再利用できる価値のあるものであるという考え方が広まり、既に燃やさないでごみは処理するというシステムを導入し、実際に運転しているところがふえております。竹野を中心として美しい自然環境を保全するためにも、安全で経費も安くつき次の世代に自信を持ってバトタッチのできる方式を選択する勇気と決断ができなかった管理者の行政執行責任は歴史に残るものではないのでしょうか。

このたびの建設について、強制収用までして行うべき性質の工事ではないと私は思います。なぜ地権者の意向を無視する強制収用までして用地確保をしたのか、この点について答弁を求めます。

次に、情報の公開についてであります。正式な手続をして資料の請求が行われましたが、手にできた資料はほとんどのところが黒く塗りつぶされた肝心なことが読み取れない資料と言えないものであります。80億円以上ものする買い物をするのに、企業の著作物として企業の利益を保護するために機能や性能の説明は明らかにしないということは納得がいきません。民間や個人がこのような契約や買い物をするのでしょうか。当社のこの製品はこんなにすぐれた我が社の技術が使われていますが、著作物という関係で買い主であるあなたには説明できません。この情報については非開示ですというようなやりとりは、果たして商談がそこで成り立つのでしょうか。住民の代表である議員に対して、今回の行政執行について改めて見解を求めます。

現在、都市計画事業認可取り消し訴訟が行われており、先日10月23日にも神戸地方裁判所で公判が開かれました。まさに現在進行中の状態であります。

県当局は、計画を正当なものとして認可をいたしました。住民原告は間違っているとして提訴したのであります。分かれた意見について、裁判という手続で第三者の公的な判断を求め、お互いが弁護士を立て、あらゆる角度から自分たちの考えについてしっかりと受けとめ、公正な判断を求めたいと活動いたしております。裁判でどのような判決が出るのかわかりません。この裁判の期間中について、事業認可そのものの適否についての判断が出るまでは事業は行わないというのが一部事務組合のとるべき立場ではないかと思えます。

都市計画法には、住民の意見を聞くことを義務づけております。どのような機能を持った処理施設なのか、その機能は環境的にも経費的にも住民の利益にかなうものなのか、十分に住民の声を聞かなければならないものであります。強制収用というやり方、情報提供に当たっては黒塗りの資料を出したことなど、大変に不誠実な執行手段がとられました。立場は変わっても、誰もが納得のいく行政執行の仕方について一考あるべきではないかと考え、改めて工事の一時中断を求めますが、答弁をお願いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 裁判の継続中に工事を中断をというご要望であります、受け入れることは到底できることではありません。

そもそも訴訟になっておりますけれども、被告の兵庫県、それから訴訟参加をいたしております北但行政事務組合、1市2町ともこの工事自体には違法性は全くないという認識をいたしております。違法性が全くないものをとめる必要性はどこにもないというのが、まず基本的な考え方でございます。

加えまして、そもそも原告におきましては事業主体である北但行政事務組合を訴えておられない。工事の差しとめを求めるといふ訴えも提起しておられない。法的には工事の差しとめを求めるといふ仮処分申請も可能でありますけど、それすらもしておられない。つまり原告の側におかれても、工事をとめろとは法的に要求されておられない。このことも申し添えたいというふうに思います。以上です。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、一部通告されてる内容と違う部分で、まず今の森本・坊岡自身が施設建設地として適地であったかというふうなご質問も含まれた内容だったというふうに思いますが、候補地を選定する際におきましては、これは選んではいけないというふうなことで10項目の除外条件というのを実は設けております。その内容につきましては、まず現に居住されている住宅がある箇所、活断層が存在する箇所、傾斜角30度以上の地形の箇所、都市計画区域のうち施設が建設できない用途地域に指定されている箇所、農業振興地域のうち農業振興上特に支障のある区域、地すべり危険箇所に指定されている箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている箇所、宅地造成工事規制区域に指定されている箇所、自然公園区域に指定されている箇所というこの10項

目を照らして候補地を選定されたということですし、それ以外については何らかの手だてを加えれば施設建設は可能だという判断のもとで、より条件のいいところを選定をしていくという作業で最終的に森本・坊岡というところは建設地として決定されたという経過でございます。

当然その建設におきましては、基本設計段階から地質の調査、ボーリングを2カ所やっておりますし、それを踏まえて地質の専門家、実施設計を行う段階においては、地質及び土質状況を把握するための調査については候補地選定委員会の委員でもありました土質に大変明るい学識経験者に調査方法、あるいは調査箇所についてご相談をしてその箇所を決定したということで、19カ所のボーリングをしたわけですが、そういうことでやったということでございますので、それに基づいて施工を竹中土木・徳網・但馬土建・山口工務店の共同企業体が行っているというようなことです。

地すべりがあったというふうなことでご指摘がありましたけれども、地すべりは仮設道路が雨水のために土に水がしみ込んできて、その部分が崩落したということはあるけれども、工事現場中に地すべりが起こったというような事象はございません。そういうふうな工事上の対策も十分にやりながら、仮設的に崩壊の危険性があるのでやるというようなこともさせていただきましたけれども、現実的に起こったというものではございません。私からは以上でございます。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、残土の発生についてご説明させていただきます。

残土の発生した原因には、1つ目に設計で適用していました兵庫県土木工事積算基準書の土量変化率と現場での土量変化率に乖離があったと推察されます。土量変化率とは、掘削前の地山土量に対し掘削後ほぐした状態から締め固めた後の土量が幾らになるのかを示す数字であり、土質ごとに異なった数値となっております。

粘性土の場合、設計で使用している土量変化率は土木工事積算基準書の0.9を使用していますが、日本道路協会の道路土工要領では0.85から0.95の幅を持っております。例えば粘性土の場合、土量変化率0.9を使えば100立方メートルの土を掘削し盛り土を行い、そして締め固めると90立方メートルとなります。このように土量変化率を0.95とした場合には、掘削を行い盛り土し締め固めると95立方メートルとなります。結果といたしまして、土量変化率が0.9から0.95へと0.05大きくなることにより土が5立方メートル余ることとなります。

次に、中硬岩の場合、設計で適用している土量変化率は土木工事積算基準書の1.25を適用していますが、道路土工要領では1.2から1.4の幅があります。例えば中硬岩の場合、土量変化率1.25を使えば100立方メートルの岩を掘削し盛り土を行い締め固めると125立方メートルとなります。土量変化率を1.4とした場合には、掘削し盛り土を行い締め固めると140立方メートルとなります。結果といたしまして、土量変化率1.25から1.4へと0.15大きくなることにより岩が15立方メートル余ることとなります。当初の設計段階では、あくまでも土量変化率について正確な数値というものが把握し切れなかったため今回残土が発生したものと、このように考えております。

○議長（椿野仁司） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 土地収用及び公文書公開についてお尋ねをいただきました。

まず、土地収用法による用地取得について申し上げます。

平成17年2月と3月の既存3施設における精密機能検査の結果を踏まえ、既存施設の更新時期について調査検討をいたしました。変動幅はありますものの、平成25年ごろにはいずれの既存焼却施設も耐用年数を迎えるとされており、一日も早く新施設を完成する必要がありました。そのため遅くとも平成24年度上半期には用地取得を完了する必要があると、ぎりぎりの段階まで全力で任意での交渉を進めてまいりましたが、どうしてもごく一部の方のご理解をいただくことはできませんでした。このような状況であり、事業をこれ以上遅延させることは許されませんでしたので、土地収用法を活用した事業用地の取得を行ったところでございます。

次に、公文書公開について申し上げます。

このたびのDBO事業者選定に係る提案書は、著作権法第2条第1項第1号の著作物に該当するものと認識しております。入札公告時の入札説明書には、提案書の著作権は入札参加者に帰属すると定め、基本契約書においても秘密情報として受領した情報を相手の事前の承諾なしに第三者に開示してはならないと定めております。平成23年の甲府地裁におきましても、事業者からの提案書は情報公開条例の不開示情報に該当するといった判決がなされているところでございます。

組合では、提案書に係ります情報公開請求があったことによりまして、事業者に対し開示に当たっての意見書の提出の機会を付与いたしました。提案書の全面開示には同意しないといった意思表示があり、情報は守るという主張でございましたので、部分開示としたところでございます。

なお、著作権法第119条では、著作権を侵害した者は10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またこれを併科するとあります。さらに、全面公開をいたしますと事業者側のほうから損害賠償の請求を受ける可能性もあるところであります。このように、土地収用法による用地の取得並びに提案書の部分開示決定につきましては、妥当な行政処分だったと考えております。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほど残土の発生につきまして答弁漏れがありましたので、ご説明させていただきます。

残土の発生には、土量変化率の乖離ともう一つ、軟弱地盤対策として地盤改良を実施しました。それに使用したセメント系改良剤により土量が増加したものであることが考えられます。

以上、土の土量変化と地盤改良によることが主な原因で、約3万5,000立方メートルの残土が発生したものと推察されます。以上です。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 答弁ありがとうございます。

10項目の除外規定というんですか、これに該当する場所は適地ではないということを外した上で候補地の選定作業に入られたということになっておりますが、先ほどの前質問者の答弁の中でも土砂災害危険区域という言葉も入っておりました。そういう10項目の中に入っている区域にあることが先ほどの答弁で明らかになったわけですが、その点についてはどうだったんですか。当時

そういう区域指定はなかったんですか、あったんですか。

○議長（椿野仁司） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 私が除外条件として10項目言いましたけども、当該候補地に該当する中にはさきの議員で答弁させてもらった区域と重複している部分はないというふうに思っております。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 崩壊土砂危険区域、この言葉もありましたが、これは平成19年に堰堤をつくったから防止できるというふうなこともありました。

それから、先ほどの今言いましたように土砂災害危険区域、これはそういう答弁があったのではなと私は思って質問いたしておりますが、あったんじゃないですか、こういう危険区域指定は。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 崩壊地があるというのは、先ほど答弁させていただいたのは施設より上流側にあつて、その区域はその区域に含まれてないということです、重複しているものではございません。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 そこでちょっと私の質問の中でボーリング調査の問題、2カ所ボーリング調査をした。それで地質の専門家にも入っていただいて調査をした。その結果として、先ほど申し上げました答弁では雨がたくさん降ったからそれがしみ込んで土砂が流れたとおっしゃっておりますけれども、私はあの急峻な斜面の中でやっぱり軟弱地盤というふうなことも出てきた。それから、重機が転落するというような到底考えられないといえますか、そういう工事関係者には気の毒な事故が起こるようなそういう現地であったというふうなこと。こういうふうなことを考えてみますと、設計者が進入路をここにつくっていただいたら大丈夫ですよというふうに責任を持った設計図書を提出し、それを受けて先ほどの企業体が進入路及び敷地造成工事をやったというふうに思うわけですが、その設計に基づいたとおりの工事をしておいてそういう事態に至ったのか、あるいは設計に基づかないで工事人が自分の判断で工事をやった結果そういう不測の事態が起こったというふうなことになるのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） もう少し質問されている内容が把握し切れない部分がありますけども、まず最初段階で基本設計段階で2カ所のボーリングその他調査をやりまして、基本設計をした。そういう問題箇所も含めて調査の結果わかりましたので、そのことを踏まえて実施設計でより精度を高めてやっていくということで、その際には専門家の意見も聞いて調査箇所を選定をして設計に当たったという、19カ所のボーリング調査を含めてその他調査をやっていったということでございますので、こういう地質構造になっているということを想定をしながら設計のほうはやっていったということです。

それぞれそういう地層構成がありますので、それに対応する設計をやっているわけですけども、実際に工事をやっていきますと全部調査するわけにはいきませんので、工事をやっていきますと想定

外のところで新たな軟弱な土が出てきたというふうなことが出れば、その場でその対応策について検討して実施をしていくというやり方でやらざるを得ないというふうなことでやってきたということとです。

先ほど重機が転落するとか地すべりとおっしゃっていますけれども、重機というのは施工上足元のほうが緩んで木谷川のほうに落ちたということで、幸いけが人もなかってよかったわけですが、そういうふうな原因でございますし、先ほど地すべりとおっしゃいましたが、仮設道路用ののり面の盛り土が雨水を含んだために崩れていったということでございますので、そもそもの設計の中身という部分での事故ということではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それは私たちも現場に行ったわけですが、ブルーシートを張られました。あの箇所が地すべりを起こした場所だというふうなことがありましたですね。だからあの地域で地すべりがあつたことは間違いのない事実じゃないですか、どうなんですか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 地すべりでなくて、あれは仮設用の道路を切った土で盛って行って仮に使用する道路をつくった。盛った土ですので、そこに雨水対策が十分でなかったために降った雨が盛り土中に含まれて、粘着力というんですか、土の固まりの強度が低下したためにのり面が崩れていったということですので、地すべりとは異なります。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は納得はいかないわけですが、この実施設計の中で新たに19カ所のボーリングをされた。そういう中で結果として土量変化率のお話ございましたんですが、このことについての設計者の判断、地質というんですか、それを設計する方たちの中にはこの土量変化率についてどういう見解を出しておられたのか。どの基準を適用すれば残土はこの程度発生する、あるいは発生しないというふうなことになるかと思うわけですが、その設計図書は工事関係者に提出されたんですか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほどもご説明しましたが、実施設計において19カ所、基本設計で2カ所のボーリング調査をいたしております。その土質のそれぞれの性質であるとかあるいは強度につきましては施工者である竹中JVのほうにも提出し、それに基づいて施工のほうは行っております。以上です。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私が質問したのは、土量変化率というその項目について設計者は把握をし、そして施工者に土量変化率こういう基準がありますと、0.85から0.95の間。このどれを採用すればこれだけの土量が残る、残土が出てくる可能性があるぞという、このことについて設計士はあらかじめその

設計の中で言っておったのか、あるいは言っていなかったのか、そのところはどうなんですか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど澤田課長のほうから答弁の中にありましたように、土量変化率については数字として土量を発注時に明示をします。そのときには、私ども工事を積算するということで土木工事積算基準書に基づいて数量計算もやりますので、そこに示された土量変化率、例えば粘性土であれば0.9という数字を使うのが積算基準でございますので、そういうふうにはじき出した数字を設計書として明示をして入札に付したということでございます。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 そこで、その基準に基づいて工事をした。ところが、想定外の大量の残土が発生したというふうなこと。この想定外の発生ということが、私は責任を曖昧にしていると思うんですね。やっぱりどちらかというと、どこに責任があるかということは明確にさせていただきたいと思うんです。この土量変化率という基準に基づいて工事をしなさいというふうなことで設計士が言って、そのときに残土が発生することは予測されていたのか。あるいは発生は予測されていなかったのかということですね。この点はどうなんでしょうか。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 当初の設計におきまして標準的な土量変化率を使っており、当初から残土が発生するというようなことは見込んでおりませんでした。

土砂及び岩につきましては工業製品のように均一な品質ではなくて、生成される状態とかあるいは風化の進行ぐあいによって千差万別であります。現場内での全ての土砂及び岩の性状を正確に把握することは非常に困難なために、どうしても積算基準にあります標準的な土量変化率をもって積算に当たっておりますので、当初そういった残土が発生するというようなことは想定いたしておりません。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 ということは、設計士も残土が発生することは想定していなかったということですね。こうなると、私はやっぱり残土が発生したという事実と照らし合わせるとどこかに判断のミスがあったと言わざるを得ないと思うんですが、その点はどうなんでしょう。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 通常こういう大規模土工、宅地造成の大規模なところをやる場合があると思いますが、通常積算のときには標準的な土量変化率を用いてやります。先ほど澤田課長のほうから答弁しましたけども、土質については千差万別でございますので、当然その標準的な土量変化率ではないケースもあり得ます。

したがって、そういう場合にどうするかといいますと、まずはそこでおさめて計画して土工の収支をゼロにするような計画で、それから逆に盤を上げてみたりとか下げたりとかする対応の仕方、あるいは別にそういう処分地なりを設けて処分をするというふうなやり方で、その土の収支を合わせていくというやり方で工事をするということでございます。

今回についても、本来であればといいますか状況を見てもうこれは最終段階しかわかり得ないこととございますので、最終段階でその処理の仕方をどうするのかということと3万5,000という残土になりましたけども、別に持っていくことについてはコストあるいは期間についても不利ということになりましたので場内に処分したということで、通常大規模のこういう工事をやるとあり得る内容であるということとございます。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 そして通告しておりますように地盤調査の設計者と施工者間の責任の所在、この責任の所在という点の答弁がまだ出ておりませんが、これはどのように考えておられますか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 調査あるいは設計、施工者、それぞれどこに責任があるというものではないというふうに思っております。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 責任がないという答弁は、全く私はおかしいと思うんですね。やっぱり公的なみんなのお金でやってる事業であります。当初は想定していなかったという答弁がありましたが、結果としてこういう大きな残土が発生するという事態になったということについては、やっぱり設計上の問題あるいは土量変化率の把握の問題あるいは施工の問題、それからセメントですか、軟弱地盤改良工事のためにそういうものを使ったというふうなことをおっしゃったわけではありますが、どちらにしても結果としては大量の残土が発生したということについて、やっぱり誰にも何の責任もなかったということの答弁は私は納得できないと思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 先ほど来申し上げておりますように、土の中を全て事前に調査することは現実的にはできませんので、したがって合理的なやり方で一定の前提に立って設計をするというのはこれは普通のやり方であります。トンネル工事等でも、実際に工事に入ってみると当初ではわからなかったような軟弱地盤が発生をして工事量、工事費が非常にかさむというようなことは現にあります。今回の場合も同様なこととございまして、地面の中の土量変化率を全て事前に見ることはこれは不可能でありますので、したがって合理的な範囲内で標準的な土量変化率で設計をして、その設計の中ではもちろん残土は出てこない、収支が合うということになっております。

しかしながら、実際にやってみると違う土量変化率になるということは、むしろそのこと自体は予測ができるというか、そういうこともあるだろうということは覚悟ができる。現にやってみたところ土量変化率がどうも標準的なものとは違って、その結果として残土が発生することになった。その残土発生をやろうとすると、当然費用がかかる。このかかった費用を誰が負担すべきなのかということが実は問題です。その際に、設計者にはしかしこれを負わせる理由がない。何となれば、先ほど来申し上げましたように現実にやってみないとわからないという世界の中で土木工事は行われますので、このこと自体を設計士らに負わすことはできない。しかし、費用は発生をする。その費用については発注者の側がそれを負う、これが法的な考え方でございます。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それでそういう想定していなかったことが発生しました。

先ほど質問いたしました、経費の負担の問題なんです、この経費は幾らかかったんでしょうか。残土処分の経費ですね。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 発生した残土の処分につきましては施設内で処分しておりますけども、その費用につきましては約670万円かかっております。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 こういう場合に、まずどういう工事をするのか。地盤を上げるという最終的にはそれを選択されたわけでありますが、それとどれだけの経費がかかるかという問題。これらについては議会に対してもやっぱり説明があるべきではなかったかなと思うんですが、どうなんですか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回の進入道路敷地造成工事におきましては、先ほど申し上げたような670万円というような費用が見込まれますけども、基本的には現在精算中ではございますけども、進入道路敷地造成工事の変更増というものは出ないんじゃないかなというふうなことで、現契約のまま精算できるのではないかなというふうに思っております。

この3万5,000立米の土が余るということにつきましては、判明してから5月19日の事業者の説明会の際に私のほうからこういう事態が発生したというふうなことでご説明をいたしております。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 4メートルほど上げるということになった。これについても、やっぱり当初の基本計画の中で示された用地はこのようになる、進入路はこうなるというふうな話から変更が起こったわけですね、大きな変更が。だからその大きな変更が起こっておるのに、その変更される、このようになるという図面が提出されなかったということがこれは余りにも議会軽視ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 4メートルではなくて1.4メートルかさ上げをするということでございますし、その方向性についてはご説明をさせていただいているというふうに思います。

ただ、現在それにかかわる要求水準と異なる条件になりますので、そこに変更増ということが発生しますけども、その額については現在タクマグループによって実施設計を行っておりまして、その内容がかたまらなければその増額分が算出できないというふうなことでござりますので、現在その作業を進めているということで、変更増については今後ご説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 どちらにしてもまず議会の承認を得てから工事はすべきであるというふうなことで、今回の手続は本当に議会軽視が甚だしいというふうなことでご指摘いたしておきます。

それから、もう一つ、情報非開示の話に移らせていただきますが、資料をいただきました。平成25年8月20日に基本協定書を締結されております。その中に、先ほどの答弁にもちょっとありましたんですが、秘密保持等という第9条がありますが、この中に書いてありますように相手方、本協定に別段の定めがある場合を除いては相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。これが協定書に書かれておる第9条の文言であります。

そこで、第三者というのは誰なのかというふうなことで、一般的には当事者、それからその相手方、それからそれ以外の方を第三者というふうには私は理解しておりますが、私が先ほどの質問の中でも申しましたが、香美町民、それから新温泉町民、豊岡市民、それから当然その管理者である中貝管理者を含めて、我々は当事者ではないか。第三者ではないと思っておるんです、私は。特に納税者でもありますし、この1市2町でこの事業をやっておるまさにその当事者でありまして、我々が第三者であるというふうな判定をするから、議員を含めてですね、住民の代表の議員も含めて開示できないというふうになってしまうんじゃないのか。ここの第三者というふうな解釈の問題、これはどういう解釈が一番妥当なのかなど。改めて基本的な問題なんです、お尋ねしたいと思えます。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 第三者であるという以外には、もう答えはあり得ないというふうに思います。

今お示しになりましたその条項の実はその背景に、そもそも著作権法の119条で著作権を侵害してはならないということが規定をされていて、そしてこの提案書は著作物であるということでございますので、それで議論すべきだろうと思えます。

もしこれを議員でありますとか、いや、市民は第三者ではない、当事者でないといって公開すると著作権法は全く意味をなさなくなります。市民へ出すということは、あるいは議会もこれはオープンでありますので、つまり第三者というのはそもそも存在しないことになります。したがって、議員の解釈は法的にはあり得ない解釈だとこのように考えております。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 例えば京丹後の市民の方々、養父の市民の方々は、私はもうはっきり今、この事業に関して第三者であるということをはっきり言えるかなと思ひながら、果たして議員は第三者なのか。一緒に行政をやっておるわけです。執行権は管理者にあり、議決権は我々にありますから両輪なんです。だから事業を進める議会というのは、当局と議会とは車の両輪といいますか1台の車を動かすのに両方の車がないとちゃんと動かないということがないようにまさに当事者であり、第三者ではなくて本人というんですか、当事者であるというふうには理解もできないことはないと思ひますが、どうなんでしょう、そこのところ先ほどの管理者の答弁は余りに簡単に第三者以外の答弁はできないというような言い方ではありますが、第三者の中身というんですか、構成要素については

どういふものがあるのか。果たして本当に議員や市民は第三者になるのか、いや当事者になるのか。そこのところはどふなんでしょうか。もう少し丁寧な答弁をいただきたいと思ひますが。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） どうしたらそういうお考えができるのか、私にはよく理解できません。とにかく著作権法はその著作物の保護をしている。その著作物というのは基本的には本人以外の人に知らせる必要はないし、知らせないと本人が言ったときにはそれは守られる価値がある。法的に守られるということでありまして、議員にお知らせしたらそれはその本人以外の、本人のものを本人以外に出すということになりますので、そもそも著作権法違反になるということ以外にお答ひのしようがないというふうにお思ひます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（椿野仁司） 青山議員。

○青山憲司議員 ただいまの議員のやりとりを聞いておりますと、やはり法に抵触するような内容についての質問かというふうにお思ひます。だからタクマグループとの協定書、あるいは組合が出しております仕様書に抵触する内容であればそのことについて疑義をたずねることは必要かと思ひますが、著作権法にかかわる内容についてこの場で当局にたずねるということについては大きな違和感を感じますので、この内容についてはぜひ議長のほうも、議長というか当局あるいは質問者もそのことについて議会として法に抵触するような質問でないことをしっかりと明らかにされた上で質問していただきたいというふうにお思ひます。

この後の議事運びについては、議長のほうでよろしくお願ひしたいというふうにお思ひます。

○議長（椿野仁司） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時44分

○議長（椿野仁司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き古池議員の質問を続行いたします。

15番古池議員。

○古池信幸議員 次に、裁判で今判断と申しますか、事業認可の取り消し訴訟が行われておると申す最中でありまして。これは前議会でも申し上げたんですが、これこそ第三者、裁判所というのは私は第三者だと思うんですが、第三者の判断を仰いで知事が認可されたことが本当にいいのか、あるいは原告が述べているそういうやり方について、都市計画法について運用の仕方が間違っているんじゃないかというふうなことで両方の意見があるわけでありまして、これで裁判所の意見を聞くまでは本当に認可が正当であったか、正しかったかということについてはまだ判断が出てないという状況なんですね。その状況下で工事を着々と進めておられるということ自体が、私はもう本当に公的な事業としては間違っているんじゃないかと思ひますが、それはいかがなんでしょうか。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 裁判で白黒つけようとされているわけでありまして、それが合法か違法かとい

う議論をしようとしておられます。

先ほど来申し上げましたように、どっちがよしましかどうかという議論でなくて白か黒かでありまして、私たちは白だというふうに信じていますので、私たちの側がそれをとめるということは考えられない。仮にこれとめますと、工事がその間とまりますと全体の工事が後ろへずれます。そうすると契約額が膨らみます。その間もいつ再開するかもしれませんので、事業者の側は人の確保もしなければいけない。一体その額がふえることの責任を誰がとるのか、議員はその覚悟を持ってとめるべきだと本当にお考えなんではないかと思いつつ質問を聞いておりました。

しかも先ほど来申し上げましたように、原告自体はそもそも求めておられない。法的に工事の差しとめをする仮処分申請は可能です。認められるかどうかは別として。それをしておられない、原告ですらということでございますので、これをとめなければいけない理由はどこにもない、このように考えております。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 事業認可が一番スタートなんです、この事業をすることについて。本当に都市計画法に基づいた事業としてやっていいのかどうかというところでの判断を求めているわけでありまして、その最初のところでの判断が出ることについてはやっぱり住民として当然聞きたければ聞けるし、やっぱり裁判を起こして聞くということは大切なことであると思っております。

管理者がおっしゃるようにその工事をとめたら経費はどうなるかというようなこと、これについては大変申しわけないけど私はその工事費が一日に何ぼかかって、何カ月とめたら何億円になるというふうなことの計算しておりません。これは私のほうで資料もありませんしできないわけですが、ただ公の工事を住民も納得し、そして間違いのない筋道の通った工事であるというふうなことで、第三者である裁判所もこの認可は間違っていないというふうなことをおっしゃるのなら、それはそれでもう従わざるを得ないと思っております。だからそのところで別の要素を持ち込んで認可そのものについて第三者の判断を仰ぎたいと言っていることと、その他の要素を持ち込んでの話とはちょっと区別して答弁していただかないと、その裁判というものと公的事业、公共事業の進捗ということのすり合わせが純粋にできないのではないかと私は思っております。そういう点で、今の答弁は、私は答弁する立場にありませんので答弁はいたしませんけれども、原点での議論を闘わせていきたいと私は思っております。

それでもう一つ答弁がなかったというか、強制収用の話なんです、もとに戻って申しわけないですが、老朽化してきて耐用年数が近くなっているというふうなお話がありましたが、当時は合併特例債の期限が平成28年度だと。だからこの合併特例債に合わせないと、数十億円の損失が出る可能性があるというふうなお話もありました。合併特例債の期限は延長されまして、平成28年ではなくなっておる。6年間延長だったと思いますが、そういうふうなことからいうと財政的な国の有利なお金を使つての工事というようなことは財政的にはできるというふうなことで、それは期限が延長されたわけでありまして。

また、耐用年数問題についても、それぞれの施設を延命策をとるというお話も出てきておりまし

たし、メーカーに聞きましても傷んだところは修理して直す、あるいは部品を取りかえる、そういうふうなことによって延命策はとることはできますというふうな言葉もいただいております。そういう点からいうと、今回の強制収用までしてどうでも平成28年度に稼働させなければならないという論拠は薄いといえますか、崩れているとまでは言わないですが、そこにどうでもこだわらなければならない、そこまで急いでしなければならない理由は薄くなったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） よくお忘れなんだなと思いつつお聞きしておりましたけれども、私たちは合併特例債の期限も根拠の一つにしておりましたけれども、一番の基本は今の施設が老朽化をしていて、そしてそのために施設整備を早くしなければいけないということをまず基本に言っておりましたので、その点については何ら変わりません。

それから、部品をかえれば未来永劫使い続けるなんていうようなことはちょっと考えられんではないかというふうに思います。ということでございますし、また現に工事が既に始まっておりますので、先ほど来申し上げましたようにこの工事を遅延させればさせるほど逆に費用はふえていく。もうやめたというなら別でありますけれどもふえていくわけでございますので、事業についてはこれの促進を図るといってはむしろ当然のことである。住民のためにも当然のことである、このように考えております。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 ありがとうございます。

○議長（椿野仁司） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（椿野仁司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 3番西村銀三です。一般質問を行います。

平成20年4月23日、選定委員会が場所を決定して6年が経過いたしております。この現在の工事の進捗状況についてお尋ねをしていきたいと思っております。

ごみ問題は、まさに避けて通れない大きな問題であります。自動車が自動運転する、もうそういう近未来、そういう時代も間近になっている中、ごみ問題なかなかこの最初の提案からもう本当に何年かかっているか、非常に時間がかかっております。ごみの考え方も大きく変わってきております。ぜひ時代にマッチした、そして時代の流れ、スピードが非常に変わっていく中、ごみのあり方も変わっていております。人口減少も、特に新温泉町は兵庫県下一という人口減少率を抱えております。但馬全体で見ても非常に人口減少が顕著になっている、そういう状況があると思っております。このごみ問題を速やかに解決するという事は行政課題として非常に重要な問題だ、そう思ってお

ります。

そこで、当局にお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、今回の定例会でも提案されております工期がおくれる。原因が土量変化率によって乖離があったことが原因している。それから、セメント系改良剤による土量が増加した。この2つが理由に上げられております。何カ月かおくれるというのが今後の課題となっているようですが、いま一つ、午前中の論議を聞いておっても非常に責任というのが曖昧なんです。本来、税金を使ってやる事業ですから、予算対それに伴う効果、費用対効果、そういったものがきっちり算出されて計画される必要があるわけです。この工期のおくれについて、一体どこに原因があるのか改めてお尋ねをしたいと思ひます。

次に、土量の件についてであります。

資料請求で土量に関する図面を出しております。本来670万、残土の処理に余分に要ったというのが午前中のお話でありました。我が新温泉町では、計画変更すると補正予算を組んで減額もしくは増額をする。これが本来の議会制度の基本です。ここは何かそういうことが全くなされていない。非常に不思議な議会だなと、非常に疑問を持っております。私も長いこと議員やっておるんですけど、こういう扱いでは本来の議会制度から離れているというぐあいに思っております。

3番目は、進入路と災害についてであります。

土砂災害、この言葉の表現が非常に問題だと思うんですけど、兵庫県は近畿では3万カ所以上の土砂災害危険区域というものがある、一番多いです。県下でトップです。そういう中でこういう計画がなされているわけですが、資料提供の中で2つのコンサルが地質調査を行っております。この資料請求をしたんですけど、実は2社が地質調査をいたしております。この2社について、もう少し詳しい説明をしていただきたい。この2社の資料、要するに地盤調査に関する結果、どういう報告書だったのか。ウエスコともう1社やっているわけですが、このもう1社、エイト日本技術開発とウエスコがやっているわけですが、結論的な内容を教えていただければと思っております。

それから、4番目として完成後の雇用についてお尋ねをしたいと思ひます。

新温泉町のごみ焼却施設では10人近い職員が働いております。クリーンセンターが廃止になりますと、雇用の場が失われるというのが実態です。これについて、どのような今後の対応を考えているのか教えていただければと思っております。

それから、こういう巨大施設になると、天下りというのが定例的に行われているというのが一般常識であります。管理者はその辺のことをどのように人事採配を考えているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

それから、総工費ですね、先ほども言ったんですけど、総工費は一体どうなるのか。その辺の、28年の完成時における総金額といいますか、計画どおり進むのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思ひます。以上です。

○議長（椿野仁司） 答弁願ひます。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私は、全体の建設費についてお答えをいたします。

当初、予定価格203億800万円で計画をいたしましたけれども、入札によりまして181億2,405万1円と大幅に下がる金額で落札が行われました。ただ、その後工事を進める段階で、もう議員もご存じのとおり敷地地盤高の変更ということが生じ施設配置計画の変更、くい基礎構造の変更、それから平成28年4月試運転段階でのごみ全量受け入れの対応等により、契約金額に変更が生じることが見込まれています。

具体的な変更工事費、工期限につきましては現在事業者と協議を行っており確定していませんが、来年2月の組合議会定例会には報告と議案上程をさせていただく予定です。

なお、予想される変更増額というのはまだわかりませんが、それを仮に加えても当初予定しておりました計画事業費の範囲内となる、このことは間違いのないというふうに考えております。以上です。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、工期のおくれについてということでお答えをしたいと思います。

現時点で28年3月末を竣工ということで予定いたしておりましたけれども、約4カ月程度のおくれが見込まれるのではないかとということで、28年7月末の完成ということで予定しております。

この原因ですけれども、さまざまな理由がありますけれども、まずは進入道路敷地造成工事におきまして当初設計時点では予想しなかった軟弱地盤で、当初の調査から大きく違った部分もあって、その対策としてセメント改良剤による地盤改良を行ったということが1点。

また、工事中におきまして進入道路の斜面におきまして工事中の危険性等があるのではないかとという専門家の指摘を受けまして、3カ月間にわたって地中の動態調査をしたわけですけれども、そういう調査期間の解析を実施したこと。

それと、その結果地すべりが発生する地質ではありませんけれども、切り土斜面の崩壊対策が必要だということでグラウンドアンカー等によるのり砕工、あるいは工事中の切り土の安定性を確保するために鉄筋挿入工によるコンクリート吹きつけ工を実施したこと。

また、先ほどからも議論ありますけれども、土量変化率の乖離があつて3万5,000立米の残土が発生して敷地地盤高を1メートル40高くしたこと。それに伴いまして、施設建設工事において行っておりました設計等の変更等、あるいはくい構造等の変更等の見直し作業が必要になってきたこと。そして、施設建設の工事の中身が冬場にコンクリート工事等が行われるためにおくれること等が原因になって、最終的に前段で申し上げました竣工が4カ月程度おくれる見込みになったということでございます。

したがいまして、これらの理由からおくれるという見込みでございますので、その責任が誰にあるということは言えないのではないかとというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、残土処理を行って敷地を1.4メートルかさ上げしたことについてのご説明をさせていただきます。

残土の処理につきましては場外処分と場内処分の2通りの方法があることから、費用、工期について検討しました。場外で残土処理する場合の概算費用は、投棄料を含めまして約1億5,880万円、工期につきましては約5カ月施設建設工事がおくれることが見込まれました。次に場内で残土処理する場合の概算費用は、さきの議員にもご説明しましたが約670万円、工期につきましては1カ月弱程度のおくれが見込まれました。

結果といたしまして、残土について場内処分を選択しました。残土処分に当たっては、工事費が増額しておりますけれども、その他の項目などで減額要素の工種もあるため、工事費については相殺しているため変更増にはなっておりません。

それと、進入道路の設計についてのお尋ねがありましたけれども、進入道路ののり面の設計につきましては「兵庫県の開発許可制度の手引」あるいは日本道路協会の道路土工の切り土工・斜面安定処理工などの設計指針に基づいて行っております。これらの基準に基づいた設計施工しているため、求められる基準の範囲内であれば安全な施設となっております。以上です。

○議長（椿野仁司） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 既存施設で働く職員への対応と新施設の運営体制、人員配置についてお尋ねをいただきました。

まず、北但ごみ処理施設の運営体制、人員配置について申し上げます。

施設の運營業務の契約は、組合と新たに設立されたほくたんハイトラスト株式会社と締結しております。施設に従事される職員は、正社員24名、契約社員36名、合計60名の雇用でございます。内訳は、ほくたんハイトラスト株式会社で3名、株式会社タクマテクノスで57名の体制です。

人員配置を申し上げますと、ほくたんハイトラスト株式会社で運営総括や事務に従事する職員が3名、タクマテクノスの57名のうちクリーンセンターで27名、リサイクルセンターで30名となっております。

次に、構成市町のごみ処理施設で働いておられる方々への対応について申し上げます。

既存施設の職員の雇用に関することは、構成市町の責任において解決いただくものと考えております。新施設での雇用については、ほくたんハイトラスト株式会社の業務でありますので直接なかわりはありませんが、組合では構成市町や地元に対し情報提供による後方支援を行うなど、できる限りの協力を行いたいと考えております。

現状を申し上げますと、豊岡市において嘱託職員が8名、香美町においては正規職員1名と嘱託職員7名の合計8名、新温泉町については正規職員1名と再任用された2名に臨時職員5名を合わせた8名の職員の方が働いておられます。

申しあげました職員のうち、採用時において継続雇用を前提として採用されました職員については新施設の雇用にどのような意向をお持ちかわかりませんので、まずは構成市町の人事担当者へ新施設での雇用条件、採用計画などを説明した上で、本人に意思確認をお願いをしているところです。

働きたい意向があり条件として合意が得られる場合には、組合のほうから雇用の申し入れをすることを既にタクマグループのほうへは伝えております。

ことしの6月には人事担当者への説明会を既に開催をしており、現在本人の意向確認等を行っている状況でございますので、これらが終了いたしましたらタクマのほうへ報告する予定といたしております。以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。天下りを含めました採用についてのお尋ねをいただきました。

稼働当初の立ち上げ期の3年間は、運営総括責任者の1名を除き59名は北但地域からの採用で、3年後には総括責任者も経験者の中から選任され、全員が北但地域からの採用となります。

募集の方法として、ほくたんハイトラスト株式会社や株式会社タクマテクノスでは採用の条件等を求人票として公表したハローワークでの募集を計画しております。地元森本区・坊岡区での雇用説明会を実施しますほか、募集の情報を組合のホームページ、また広報紙、商工会等にも発信していくこととしております。ですので、ハローワーク以外の募集は現在のところ聞いておりません。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 地質のこの調査、平成21年の8月、株式会社エイト日本技術開発から行われております。これには当局からいただいた分で地質の特徴というものが書いてあります。大小多くの地すべり、崩落が認められ、表層部は不安定な状況にあると見られる。さらに調査地全体で地下水が豊富と考えられ、地すべりの多発や山林と谷底、低地の境界付近の湿地化の原因と考えられる。要するに非常に地質がやわらかいという報告が出ております。

その後2年後に、23年の2月、ウエスコが再度また調査をしております。2つの事業所に委託された理由をお尋ねしたいんです。なぜ2カ所で地質調査が必要だったかどうか。ボーリング調査は事前に何カ所かされておるわけですけど、そこはどこがされたのか教えていただけますか。調査した会社を全て教えていただきたいと思います。

それから、ウエスコがしなければならなかった必要性、それについても教えていただきたい。

それから、ウエスコの資料請求したんですけど、実は一番大事なところが抜けております。要するに、一番大事なところというのはこの評価ですね。ウエスコの資料請求の中に進入路5の6というのがあるんですけど、この中の一番最後、5の6の6、施工上の留意点。これに対する回答は、資料が私のほうに入っておりません。一番大事なところが。どうしてこれが入っていないのか。この内容を教えていただきたい。ウエスコの総合評価の判断ができません、これでは。せっかく資料を出してもらった意味がない。一方で、エイトのほうはきっちり書いてありますからよくわかりました。

そのウエスコの理由を言ってほしいのと、要するに結論的に言うと2社ともに非常に崩落の可能性は高い、地盤が緩い、こういうことが書いてあるんです、ほとんどにわたって。こういうことをどのように判断されてここに決定されたのか、これは管理者にお尋ねしたいと思います。

○議長（椿野仁司） 答弁。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今ご質問で、なぜ日本エイト技術開発とウエスコの2社に設計を発注したかということなんですけども、まずこのような大規模な工事になってきますと通常基本設計をして、その後、実施設計を行います。その基本設計を日本エイト技術開発、そして実施設計をウエスコがやっておるわけでありまして、それぞれの業者におきましては先ほど言いました地質調査をもとにしてそれぞれ切り土斜面の安定解析、あるいは盛り土斜面の解析を行うための土質定数、あるいは地盤の支持力などの検討を行って設計書のほうの報告をつくっております。必ず基本設計をもとにして実施設計に入りますので、基本設計では大まかな設計のみを行って、実施設計においては詳細な構造物あるいは細部についての設計を検討するものであります。

それと、この場所は非常に滑りやすい危険な場所ではないかというご質問があったんですけども、但馬地域のほとんどが北但群層という地質分類に属しておりまして、この地質は安山岩、安山岩質凝灰岩、凝灰角礫岩、砂岩、礫岩などから構成されておりまして、風化とともに強度が低下しているためにほかのどの場所でも地すべりあるいは斜面崩壊が起こりやすい地質でありまして、決して現在の施設建設を行っている場所だけが特別危険というわけではありません。

土にはそれぞれさまざまな利点とマイナス点があります。問題はマイナス点に対応可能なものかどうか、それが重要であるというふうに考えております。以上です。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 資料が解析編とおっしゃったと思うんですけども、お求めになったのが事業に関する資料ということですので、調査資料をお渡ししたということでございます。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 口頭でいいですから、そのウエスコの評価を教えてくださいませんか、地質に関する総合評価。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも地質調査というのは、ボーリングその他の簡易動的貫入試験であるとか弾性波探査であるとかそういう調査を実施する。その結果をもって設計書に反映するということですので、設計書が最終的な評価の結果につながるということですので、今当初設計で計画した内容が評価につながるものだということですし、お渡しした資料の中にはコメント的に書いてあると思いますけども、それをお読みになったんだろうと思いますけども、そういうふうに地質調査の結果考えられるというコメントが記載されているというふうなことだと思います。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 総合評価は言えないという、そういうことでいいんですね。あなた方の当局としては、そういう見方でいいんですか。言えるでしょ。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 土質調査というものは設計をするために調査をするということですので、さまざまな調査によって得られた情報からその成果として設計書をつくるということですので、仮に軟弱地盤で重力式擁壁がそれがもつのかどうかという計算をしたときに、そのボーリングデータで得られた結果ではもたないから地盤改良して、そういう地盤沈下に対する改良が必要ですよというふうなことを設計上で反映していく。一例ですけどもそういうふうな作業ですので、調査自身の評価というものは設計書に反映されているということですのでございます。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 実は、土質と災害というのは大きな関係にあるわけですね。そういう視点で質問をとるんです。将来完成した後に崩落、それから地すべり、仮にそういったものが起きたときにどのように対応できるのか。そういった心配はないのか。仮に地すべりが起きると焼却場が使えない。こういう事態も当然想定されるわけですね。そういった点の善後策を考える、そのための資料の一つでもあると思うんです。ただ単につくるための資料提供ですよと、これであってはならない。今後の運営はスムーズにいくために、こういった資料が必要になってくると思うんです。ですから、ぜひもっと広い視点で地質調査のあり方を考えるべきだと。

工事のおくれも実際どうですか、おくらしているわけですね。大いに地質と関係ある。それから工事変化率、土量変化率、これの誤算もあった。これだけ測量技術が発達、高度化されている中で0.9が0.95になったとこういう言いわけですけど、成り立ちますか。成り立たんですよ。5%の違い。それが工事費に反映されるわけです。それは誰の責任でもない。あり得ませんよ。一体誰が責任とるんですか。5%も、1%ぐらいならそれは設計ミスはありますよ。5%いったら大きい数字ですよ。だから責任はどうかということをお聞きしておるんです。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 5%のその評価も、議員も特に何か基準を持っておっしゃっているように思えないのでありますけれども。

それから、先ほどの議論ですけれども、要はこれからさまざまな工事をするに当たって現実、現状はどうなのかを調べるために調査をいたします。その調査結果に基づいて、ではどういう対応をすれば議員が心配しておられるようなことが起きないのか。建物がちゃんと建つのか、あるいは道路は道路としてちゃんと機能ができるのか。そういったことを議論するために、議論というかその設計をするために客観的な事実を調査をするというのが議員が先ほど来議論されてることだというふうにまずご理解をください。

それから、1%か5%かというのを、議員が先ほど申し上げましたように何かそのきっちりした基準を持って5が大きいとおっしゃっているというふうには思えません。

けさほど来ご答弁させていただいておりますように、とにかく土の中はわからない。しかし、わからないだけではいけませんので、合理的に考えられる範囲内で事前の調査はするけれども、それとても蓋然性でありますので、実際中の工事に入ってみたらそれとは違うということはいずれあ

ります。それに対しても、それに対して対応していくほかはない。きょうはトンネルの例をお話ししましたけれども、実際にトンネル掘って見たらそここのところに非常に弱い層があって、例えば水が吹き出たりして新たなその対応が必要になって工事費が膨らむなんいうことは普通にございます。それに対して、その事前の対応策とかいうものが完璧に実際にできるわけではありません。あくまで蓋然性のもとで標準的な方法で設計を組んで、そしてそれを超える事態が出てくればそれに対して人間の側が対応するほかはない。これが土に関する基本的な態度だというふうに私は思います。

そのことによって工事費が大きくなれば、それを一体誰が負担すべきなのか。例えば工事の上でいきますと事前にそのことがわかっていれば対応しますので、当然初めから工事費は大きくなります。そのわからないものについての責任を受託者の側がとるとというのは、これは法の理に合いませんので、したがって設計者の側において今申し上げた意味で責任がないとするとその費用は発注者の側において持つ、これが一番法的に合理的な考え方だというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 何か聞いていると、計画と違った、例えばトンネルの中で急に水が出てきた。これはしょうがないんだと、こう言ってるわけですね。そういう予算でいいんですか、この進入路は。違うでしょ。この事前の地質調査で明らかに地盤が緩いという方向が示されてるわけですね。それに基づいて事前の対応を考える。設計要らんちゅうことになりますよ、あなたの論法でいうと。出てきたところに予算つけて対応したらいいがなというのが管理者のお考え方ですよ。そんなことで、じゃ何のための調査や予算があるのか。そういう基本に返ってくるわけです。何のために議会があるのかという、先ほども我が町では補正を組んできっちりやりますよということを言ったんですけど、そういうふうな基本的なことをやはりやってほしい。

測量が、実は本当に正確に出せるんです。違っとったからとかね、そういう世界じゃないですよ、今は。何か行き当たりばったりの事業になっていないのか。そして予算が本当に生かされているのか。ぜひ検証してほしい。

改めて事業者の選定から始まったこの事業の進め方、ぜひ考えてみてほしい。これで正しかったかどうか。今のままでは、あなた方には何の反省もないというぐあいに見えてしまいます。ぜひそういう視点で、この事業の基本的な設置の場所のあり方、事業推進のあり方、そして予算の組み直しのあり方、ぜひ反省をしてみてくださいと思います。

ぜひ費用対効果、どうしたら安い費用で効率的に運営できるかということも含めて、場当たりのな予算計上はやめていただきたいというぐあいに思います。

それから、次にハローワークということですけど、ハローワークも通す、そして各クリーンセンター、今各町にあるクリーンセンターの職員の意向も聞く。しかし全部ハローワークを通す、こういうことですか。ちょっとようわからんのです。ハローワークを通さないけんということなんですね、基本は。ということは、もう選考からずれる、希望は受けられない、こういうことですか。もう既に我が町ではクリーンセンター廃止になるからもうやめようということで、職探しをしている

方もあるんです。本当に長いこと勤めて、職場を失うという結果がもうそこに来ているということです。ハローワークであれば、もう一切温情は入らない。過去の経歴も無視されるという可能性は高いわけですけど、もう一度そのところ。

それから、天下りはあるんですかないんですか。しないちゆうことですか、粹。ちゃんと答えて。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 現施設で勤務されとる職員の方は、ごみ処理施設に精通された方でございます。今後、先ほど申し上げましたがSPCが提示される雇用の条件、勤務時間ですとか賃金体系に納得されて新施設での雇用を希望される場合は優先的に雇用がいただけるものと思っておりますし、そのことをタクマグループへ申し入れをしていますということです。ただその意向が何人で、どういった資格を持っていらっしゃるかというのがわかりませんので、今は各市町の人事担当のほうにその状況を説明し、情報を収集して、タクマグループに報告するという流れで来ております。

それから、天下りの件ですが、先ほども申し上げましたが、ハローワークを通じた募集以外は聞いておりませんので、天下りはないと思います。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 天下りはないということで聞いておきます。

問題は、今後進入路並びに施設整備に伴うこの災害、これについてどのように考えているのか、改めて災害への備えという点でお尋ねをしたいと思います。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど崩落の可能性はあるかということでもご答弁させていただきましたし、さきの議員でもそのような安全基準についてご質問がありましたのでその中でも答弁させていただいておりますけども、今基準で示された範囲内の中での安全性というものは十分担保されているというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 ぜひ、要するに崩落して焼却施設が使えない状態にはならんということを今事務局長おっしゃったわけですけど、ぜひそう願っております。一旦とまると、本当に我が町から持っていくごみも持ってこれないということになりますし、非常に混乱を来すということで、緊張感を持って対応を考えていただきたいというぐあいに思っております。

それから、工費の予定どおり範囲内で行けるといいう形なんですけど、仮に今後突発的な事故、事件が起きた場合、そういうことはないことを期待はしているんですけど、管理者、何かあればお金を継ぎ足せばいいんだという発想が見え見えなんですけど、補正予算を組めばいいということにならないようにぜひ配慮をしていただきたいと思うんですけど、その辺の予算に対する位置づけ、考え方の基本をちょっとお尋ねしたいというぐあいに思います。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） いや、予算の範囲内で行うというのは、こんなことはイロハのイでありますので、それはそのように行います。

ただ、契約をした段階で前提になっていることとは違う事態が現実には世の中では起こり得ます。そのときにどういうふうに対応するのか。そのときの費用の分担をどうするのか。そういったことについて、あらかじめ決めているものもあれば協議で行うこともあり、そして予算の増額が必要になれば当然それは議会にかけて予算を認めていただいてからその事業を行う。こんなことはイロハのイではないかというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 残念ながら、イロハのイが1.4メートルかさ上げでも知らない間に、事前の説明はあったんですけど、図面の提示もないままになされている。全然違うんですね、答弁の内容と。イロハのイが全然なされていないというのが実態ではないですか。本当に今の言われたことが正しいなら、正当にやってほしい。工事で減額すべきは減額する、減額補正するとかね。予算計上する、補正を組む、イロハのイだと思うんです。改めてお願いをしておきます。

○議長（椿野仁司） 以上で西村銀三議員に対する答弁は終わりました。

次は、10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 10番中井次郎でございます。一般質問をさせていただきます。

私は、今回の一般質問において5月19日に開かれました事業説明会、これは何のために開かれたのか少しわからない点がございます。北但行政事務組合の規約も読んでみましたが、その中でもこのような事業説明会をやるというようなことはありません。それから、臨時議会でもなし協議会でもない。そこに参加しているのは、議員、当局、業者でございました。業者からスライドによる説明がありましたが、設計図書は持ち帰りが禁止されておりました。非公開の説明会なるものでありましたが、このような説明会は本来は北但行政を構成する住民に向け議員も含めて公開で行うべきものではないでしょうか。どのような趣旨で説明会をやられたのか、その点をまずお尋ねいたします。

第2番目に、工事現場の見学についてでございます。

午前中も少し議員からの質問もあり、そういうことも予定するというようなお話もちらっと聞こえてまいりました。この請願第1号、議会主催の住民見学請願が出ていますが、何を根拠にお断りになったのでしょうか。どんな工事がふくそうするのでしょうか。その内容を少し説明をしていただきたいと思います。

1市2町の住民の皆さんが見学を求めるのは当然の権利であります。見学といっても、どんなに長くても半日程度、そしてそんな時間がとれないんでありましょうか。安全を確保し、全面的に公開すべきだと考えるところであります。

この請願の第1号の中で、議員個人の調査、立ち入りはお断りしますと発言されたのはどなたでしょうか。私は議員の一人でありますけれども、議会を通じて見せていただけるものは見せていただく。そういう態度なのでありますけれども、初めからそういう門前払いというお話でしょうか。

事務局職員自身が議員に対してそのようなお話をされるというのはいかなるものかと考えておるところであります。

次に、3万5,000立米の残土発生についてお尋ねをいたします。この件については同僚議員が相当質問いたしたわけでありますから、一部についてお尋ねをいたします。

結局は、設計で適用していた土量変化率は一体幾らなんでしょうか。そして現場で適用した変化率は幾らでしょうか。まさかそういうもんがなしで工事が行われるとは考えられないわけでありませぬ。

そういった中で、平成26年の3月までこの予想外の土量というお話ですけども、このことについては何の気もつかなかったのか。たまたまそういうことを測量してみて初めて知った、こういう話でしょうか。

そして現場の造成工事、進入路の設計はどの業者が行っているのでしょうか。そして管理はどこどの業者なんでしょうか。私は、管理者の冒頭の挨拶にありましたけども、乖離という言葉が使われておるわけですけども、変化率の掛け間違い、こういう解釈が一番妥当ではないかと考えております。乖離とは、思うという、思いやる、他人の気持ちを、そういうあれがあるわけです。やはり変化率の掛け間違いではないか。乖離とは、やっぱり離れていくということです。

そして、次に私は9月の末に鹿児島県の志布志市に視察に参りました。志布志市は日本で2番目にリサイクル率が高い自治体で、約75%のリサイクルをやっております。焼却施設がございません。各自治会を衛生自治会と呼び、27品目の分別を行い、発泡スチロールは熱を加える機械があり、15キロの塊にして再生業者に売る。生ごみはリサイクルセンターの一部門である堆肥センターで生ごみ1に対し細かく砕いた木くず2の割合でまぜ自然発酵させ、そのでき上がった堆肥については安価で市民に提供しています。リサイクルできるものは全て再生業者に売り、その代金の半分を市民に還元、リサイクルできないものだけは埋め立てに回す。このような私はごみ処理こそ循環型社会と言われるのだと思います。今さらながらと思われるかも知れませんが、私は構成自治体住民の協力のもとにごみ処理方法の変更を求めていきたいと思っております。

以上です。第1回目の質問でございます。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

○管理者（中貝宗治） 最後のもご質問ですか。ご意見だけおっしゃったんですが。いや、質問が最後なかったんですよ。最後ご意見だけおっしゃったんですか、75%云々かんぬんというのは。（発言する者あり）

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 失礼いたしました。ご自分の意見だけを言われたのかと思っておりました。

他の市の例をお引きになりまして、高いリサイクル率を実現しているまちがあるということを知りました。すばらしいことだと思います。

構成の1市2町におきましても、これからさらにリサイクル率を上げていく必要はもちろんあるかというふうに思います。ただ、基本的にはそれぞれの市町において議論なされるべきことだとい

うふうに思います。この北但行政事務組合は、1市2町がそれぞれのまちでごみは減らすけれども、なくすることはできない。その最後の処理のところを北但行政事務組合に頼むよと言われて、私たちは頼まれて施設の整備をしようとしております。

したがって、うちはもうごみを出さないから要らないよとおっしゃるのであればそれはすぐに言っていたら結構でありますけれども、ご自身のまちの中でそういう意思決定をまずされるべきであろう、このように思います。

もちろん先ほど冒頭申し上げましたように、それぞれの市町が努力を重ねてごみの減量化をさらに徹底していくというのは当然のことだろう、このように思います。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、事業説明会についてと工事現場の見学についてのお尋ねについてお答えしたいと思います。

まず、事業説明会でございますが、中井議員もご出席してご質問もいただいているところで、十分何を目的として行われたかというのはご理解の上でご出席いただいたというふうに思っておりますけれども、この説明会では昨年10月より進めてまいりました北但ごみ処理施設における実施設設計の概要並びに第89回定例会以降の取り組みの経過として新施設における従業員の雇用計画、地元企業への発注情報の提供手法、竣工と運営スケジュールなどについて議員各位へ説明し、ご理解をいただく目的として開催したものでございます。

なお、進入道路・敷地造成工事において想定を超える残土が発生することが判明したことから概要をお知らせするとともに、その時点で想定されます建設運営スケジュールについてご説明をさせていただきます。

次に、工事現場の見学についてでございます。

この中身についてでございますけれども、まず現場視察の申し入れについては9月25日に実施したいということで9月2日の日にご出席の谷口議員よりお電話で連絡をいただきました。かねてよりご説明いたしておりますとおり、施設建設工事の完成が約4カ月おくれる見込みの中で、視察を希望された日は施設建設工事のみならず進入道路・敷地造成工事での側溝設置や仮設道路の撤去作業、また進入道路への地下埋設管布設工事という3つの工事がふくそうしている時期でございました。28年4月のごみ全量受け入れを目指して、現場では施工者において懸命な作業が進められている中で、視察者の安全を確保するためには工事を一時中断しなければなりません。組合としては、今後適切な時期に公募の上で現地見学会を開催する予定があること、これまでから組合ホームページや組合広報紙をもって工事の進捗状況をお知らせしており、今後もその予定であることなどについて説明し、このたびの現場視察の受け入れについてはお断りしたものでございます。

その際に、議会として調査される場合にあつては、その要請あれば現場の視察調査について対応させていただくこともお話しさせていただいたところでございます。

その対応について、誰がしたのかということもお尋ねになりましたけれども、お電話をいただいた後、組合事務局内で現場の状況あるいは工程を確認して協議をさせていただいて、議員へは私のほ

うから電話をさせていただきました。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、土量変化率と現場の施工監理についてご答弁させていただきます。

まず、設計に使ってございました土量変化率なんですけれども、土砂で0.9、軟岩Ⅰで1.15、軟岩Ⅱで1.2、中硬岩で1.25の土量変化率を適用し設計してございました。現場での土量変化率を厳密に測定したわけではありませんが、推察される土質別の土量変化率は土砂で0.95、軟岩Ⅰ及び軟岩Ⅱで1.3、中硬岩で1.4が現場での土量変化率であったと推測されます。

次に、現場での施工監理についてなんですけれども、組合では総括監督員、敷地造成担当の主任監督員及び進入道路担当の主任監督員に施設整備課の職員をそれぞれ1名配置し、合わせて3名で施工監理を行っています。

また、請負業者は建設工事請負契約書第10条に記載されている工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うほか、受注者としてほとんどの権限を行使することができるものとして現場代理人を1名、工事現場における建設工事を適正に実施するため当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う主任技術者を3名、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者を1名、現場代理人を補佐する者を1名配置し、合計6名の体制で施工監理が行われております。

次に、一般に造成工事では工事が7割から8割進捗しないと計画している敷地の高さに対しまして土が余るのか、あるいは不足するのかということを見きわめることができません。組合の工事におきましても、本年2月20日時点での進捗率が72%となったことで施設建設業者と敷地の高さを確認するため現地で測量したところ、計画している敷地の高さに対しまして約3万5,000立米の土が余ることが判明いたしました。以上です。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 私は、事業説明会なるものを大変暗い場所で行われまして、実際に本当に後で谷事務局長の説明があったわけなんですけれども、後で文書で提出するようにと。それで文書でもって初めて内容がよくわかったというようなわけです。

それから、設計図書やらその机の上に資料が出ておりましたけれども、それらについては持ち帰りはありませんと。午前中にあった議論、いわゆる著作権の関係があると思われるんですけど。要は、本当に開かれた形での施設なりがつくられるようなども状況になってないのではないかと。議員さえ知っとけばいいと。その議員さえ、また具体的にどういったほかの会社より機能が今度の焼却炉なりが優位な点があるとかそんなことはさっぱりわからないわけで、やっぱりそういう中で果たして本当に議会というのは何のためにあるのかなというのが私の率直な疑問なんです。著作権の話までは入りませんからね。そういったところは、一つはお考えをやっぱりいただきたいと思えます。何も知らないのに勝手に建物がどんどんどんどん建っていくだとか、いろんな機械が入るとか、そういうことについて私はやはり大きな疑問を持っているところであります。

それから、工事現場の見学についてでありますけども、谷事務局の今のお話ではちょうどその日にいろんな工事がふくそうするということでもありますから、いわばもう積極的に違った日にちだったらどうですかという話をして、改めてやっぱり見学の機会を設けるということができたのではないか、このように思います。これは私の率直な感想であります。

それから、残土発生についてであります。（発言する者あり）そうか、そうだな。済みません。

○議長（椿野仁司） いや、質問になってないんだよ。

○中井次郎議員 後のやつはいいですよ。最初のやつだけちょっと言ってほしいなど。19日の。（発言する者あり）はい。

○議長（椿野仁司） 質問をしてください。

○中井次郎議員 その説明会なるものが、一体どういう目的でやられたのか。確かに管理者は議員にきちっとこれまでの経過を説明するということでありましたけども、現実にはそれがはっきり言えば用意の不足でああいう文書だっただけで後から来たわけです。それでやっとわかった内容でね、はっきり言えば。

ただ、私はその場所で、いや、税金がどんどんどんどん使われることについては困りますという意見は申し上げたんですけどね、ああいう事業説明会なるものは私は豊岡に来る値打ちはなかったなど、あれでは。そう感じたから、はっきりとそういう思いを言ってるわけです。だから議員がやっぱりきちっとわかるなり、それから構成町の町民なり市民がやっぱりわかるようにするべきだ、そういう説明会をすべきだと思いますけども、どうでしょうかその点。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 北但の議員を対象にした説明会もあれば、一般の方を対象の説明会もこれはその都度開きますので、ご指摘で、いろんな方が来られますからもう少しもっとわかりやすくせいということだろうと思いますので、そのように気をつけたいと思います。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、盛り土のことでもう少しお尋ねをいたします。要求した資料に基づいて質問いたします。

現地測量結果が3万9,116.9立米、進入道路への盛り土分が4,079.8立米、差し引きで3万5,037.1立米、こうなっています。この説明をしていただきたいと思います。なぜ引き算になるのか、少しわかりません。

それから、もう一つはセメント改良剤の問題であります。これも要求資料に基づいてお尋ねいたします。

セメント系改良剤の使用量は以下のとおりです。スラリー1,798.9キロリットル。それから、セメント2,155.4トンということであります。この内容をちょっと説明していただけますか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） まず、現地測量の結果3万9,000立米がある。これは敷地造成の場所に掘削した土をみんな集めております。そしてその中から道路分に盛り土として行く量も含めて、敷地のところに仮置きをしていた状態が3万9,116立方メートルであります。それから道路部に盛り土としてその土を持っていきますので、それが4,079立米ということで、差し引きした3万5,000立米が残るということでございます。

それと、セメントの改良剤の件なんですけれども、このスラリーといいましてこれはスラリー噴射攪拌といいまして、改良厚が2メートル以上になる場合スラリー噴射攪拌という工法で行います。このスラリー噴射攪拌で使った量が1,798キロリットル。そしてセメントとありますけれども、これはバックホーによる混合を行います。これは2メートルまでの浅い部分を改良する場合行うということで、それぞれスラリーについては深いところを攪拌したもの、そしてセメントについては浅いところを改良したもの、こういうふうに分けております。以上です。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 次にちょっとお尋ねいたします。午前中の質疑の中で、敷地の要は予定地の問題も出ましたけれども、設計そのものが施設整備課長の答弁でありますけれども、都市計画法、森林法、砂防法を満足させた設計でありますというような答弁がございました。なのになぜこのようにいわゆる土砂崩れだとか崩壊だとかそういうものが起こったのか。その理由をちょっと教えてください。単純な話であります。これほどちゃんと法律に基づいてやられたものが、なぜこういうことになるのか。

それから、19カ所ボーリング調査をなされた。こういったことも一つは普通の工事より相当きめ細やかにボーリング調査をなさっているように思いますけれども、それでなおかつそういう問題がなぜ出たのかそれを教えてください。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） なぜ崩れたとこが出たかということなんですけれども、工事用の仮設道路として土を盛っておいた箇所が大雨によって崩れたというご説明をしましたが、あくまでも工事場内の仮設用の道路であります。そして、あくまでも永久構造物として残るものではありません。都市計画法、森林法あるいは砂防法に基づいて設計いたしておりますものは全て永久構造物として現地に残るものであり、仮設物と永久構造物の違いということでご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 そうしますと、仮設道路の路面は崩壊は今の説明でなるとは思いますけれども、切り土斜面の崩壊はどういう意味ですか。どうしてこういうことが起きるんですか、その点教えてください。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） この切り土斜面におきましては、崩石土が堆積した層がありました。その崩石土を掘削した場合に施工上の安全が確保されないということから、これも工事中の安全を守るために一時的な対策を行ったものであります。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 そうしますと、それは事前の調査なりボーリングなりでわからなかったということですか、そういう土質であるということは。実際に工事をやり出してから、そういう問題がわかったということですか。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今回の工事エリアにつきましては、8ヘクタール以上ある大規模な工事面積を有しております。その中で土質調査は21本行っているわけなんですけれども、実際その崩石土が崩壊した箇所についてはその近辺をボーリング調査しておりましたが、実際掘削をしていった段階で初めてそういった現象がわかったということでございます。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 先ほどからの質問者の話を聞いてたら、但馬内全域がそういう土質だというお話があったんですけども、当然のこととしてその敷地もそういう土質だということの最初の思いはなかったわけですか。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 地質調査等をしている段階で、先ほどの答弁でもいたしましたけれども、但馬内の土地が全部同じような土質であります。そしてそれぞれ工事するところにつきましていかに対応して工事を進めていくかということが重要であると考えておまして、現在の土木技術の中でこういったことに対して対応できるということで、この場所で施工いたしております。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 今いろいろとお聞きしたんですけども、変化率の乖離、私は掛け間違いだと言っておりますけども、それによる大量の残土発生、そして工期のおくれと事業費の増加、3万5,000立米といえは11トンダンプで1,500台程度になると私自身は計算をしているところでありますけども、当然これらの事業費については追加の税金なわけで、私はやっぱりその点については責任を明確にして損害賠償を求めるべきだと思いますが、この点についてはどう思われるのでしょうか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） さきの議員にもご答弁させていただいておりますけども、その責任について誰にあるものではないというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 私は、この話を聞いておりますと最初の総事業費、その中で行われるんだったら入札後に追加があってもそれは許されるだろうというような議論にしか聞こえません。そういうことでは、我々はやっぱり入札後のしっかりした残った当然予算については、財源についてはほかに使うとかそういうことが必要なわけで、余りにもどうもそういう軽々しい答弁では納得はいかないと思っております。

そしてもう一つ、管理者説明によりますと試験運転期間なしで平成28年4月よりごみ全量受け入れ運転を行うとしておりますが、この点について施設やひいては住民の安全について問題はないの

か。その点はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 4月から試運転段階でのごみの全量受け入れをするという方向で現在進めているということですが、元来要求水準の中で試運転に関しまして受電後単体機器調整、乾燥だき、負荷運転、ごみを入れて燃やすということですが、それらの性能試験等を180日程度、最短で150日間行うよう求めています。ごみ全量受け入れに当たっては、単体機器調整、乾燥だきを約60日間行った後に受け入れたごみを利用して負荷運転調整を4月からやるというふうなことで、約120日間行うものでございます。

当然負荷調整をかけながらやりますので、その間の排ガスにつきましても法規制値を遵守させていただきます。仮に試運転中であっても排ガス濃度が法規制値を上回った場合には一時運転を停止して、その原因を排除した後に運転を再開するなどの安全性を配慮した試運転をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ぜひ安全性をきちっと担保しながらやってほしいと思います。

次に、ちょっとスケジュールの中身で今議会管理者説明によりますと、進入道路・敷地造成工事において工事費の変更はありませんが、施設整備・運営事業に関しては工事費及び工期限の変更が生じる。これまでのところ変更の工事費等が確定していない。次回の定例会には、報告と議会上程いたすように努めていますと述べておられます。

ところが、5月の19日の事業説明会での竣工と運営スケジュール説明概要では、その説明の見直しの検討に約2カ月必要であり、検討結果がまとまり契約金額もしくは契約期間の変更が生じた場合、明らかになった段階で直ちに臨時議会もしくは議員協議会等を開催し、議案上程、協議、報告等を行うと述べています。事業説明会から4カ月経過がいたしたわけではありますが、検討結果がいまだに出していないのでしょうか。私は資料要求をいたしましたけども、今協議中ということでは出ておりません。次の定例議会になると来年の2月ということになるわけではありますが、それを一つは当然早くすることもできるかどうかわからないんですけども、その間は議会は実際に一体どんな金額の増加なり、減ることはないと思いますけど、そういう予算的な問題も一つはわからず、そして現場でどんな工事がやられているかもわからないような状態になると思うんですけども、これはやっぱり議会軽視ではないか。議会にそれまでにきちっとした説明があってしかるべきでないか。2カ月という管理者の私は言葉を信じておったんですけども、その点はどのようなことになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 5月19日の議事録の中に2カ月ということがあるというふうにおっしゃっておりますけども、設計の見直し検討に約2カ月必要だということで、これは施設建設側の位置の変更であるとかくい基礎変更であるとかそういう見直しに2カ月必要だということで、7月から着工が9月になるという話でございまして、何も2カ月で全て設計が上がるという話ではございませ

ん。

現在の状況を申し上げますと、今、施設本体自体の計画自体も細部にわたっては詰めの段階で協議をしております。周辺の整備については実施設計がまだまとまり切れてないというふうなことです。本来この性能発注方式ということになります設計については、設計内容が定まって受注額である金額をそれぞれ割りつけてきて金額を確定させる。変更になった分が幾らになるのかという算出作業が次に出てくるわけですが、事業者のほうで今設計内容を私どものほうと協議をして最終的にまだ詰め切れてないということです。その当初の実設計額90億かの割り振りができてないという状況の中で変更の見込み額がつかめてないというふうなことで、今申し上げますようにできるだけ早くということで詰めておりますけれども、今のところ見通しとしては2月定例会ぐらいが目途になるのではないかなというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 その設計変更は約2カ月。実際に工事はとまってないわけですよ。本体工事にかかっているわけです。ただ、設計変更になるとそれにかかわる事業費、それも何もわからずに走っておられるんですか。そんな話が、そしたら来年の2月までは我々何にも知らないんですか。当然臨時会なり開いてでも、こういった形になってますよと。何か私は本当に現場を含めて実際にどんなことがやられているのか、工事費は一体追加で何ぼ要るのかと。そんなこともわからず、勝手にもう走り回っているよと。こんな状態は私は異常だと思うんですけど、どう思われますか。

○議長（椿野仁司） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 異常というよりも、今回の工事自身がごみ処理施設自身が性能発注方式で、またDBOということでございますので、事業者の提案部分も組み入れた設計がなされる。そしてそこに当初入札金額として92億余りの入札をされて落札された。その実施、DBOにおける提案の内容あるいは要求水準として私どものほうが事業者に向けていた内容を協議をしながら詰めていって、設計書をつくり上げていく作業というのは前段階で出てきます。

骨格の部分ではでき上がりましたので工事を進めておるということですし、細部の例えば壁の仕様をそしたらどうするのかとかいうような概略的な話、あるいは周辺の整備にはどういう整備をするんだという話を最終的に詰めて積み上がらんと、当初の請負額に内訳としての金額がはじき出せないというふうなことの作業をしております。

設計のおおむねの変更額というのは、概数として向こうの提案というのはありますけれども、それを今のところ私どものほうは最初に実施設計が額で当初は幾らだった、変更後は幾らになるというのを詰めん限りはその額としては認められませんので、その作業を今やっている最中ですので、その期間がそこまでかかってしまうということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 最後に申し上げますが、やっぱりこの670万という金額も出てまいりましたが、さっぱり私はそんなことについても知らないわけで、やはり管理者を含めて事務局のほうはきちっとそういうことについて議員に周知徹底を図ることが私は求められておると思います。それが北但議

会に出ている私どものやっぱり仕事だと考えておりますので、ぜひその点を求めて質問を終わります。

○議長（椿野仁司） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は14時30分。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時30分

○議長（椿野仁司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番谷口眞治です。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

今議会、管理者の報告がありました関係で、まず1つ目の質問は敷地残土と工期のおくれを問うであります。

まず、（1）残土3万5,000立米の発生の原因と原因別土量並びに賠償責任についてであります。2つ目、敷地内の残土処理決定の根拠と災害等の影響は。（3）敷地造成工事の変更がなぜないのか。（4）工期おくれによる試運転期間中の全量受け入れ決定の根拠と対応について。（5）施設整備の変更工事が工事費がなぜ発生しないのか。（6）議員、住民の現地調査をなぜ拒否したか。以上、6点です。

2つ目でありますが、問題の多い北但ごみ処理施設整備事業の中止をということであります。

問題といたしますのが、まず1つ目、本体工事着工は20年間の住民負担と焼却主義を固定する。（2）強制収用・公文書非公開は問答無用行政そのものである。（3）都市計画事業認可訴訟が継続中である。（4）住民の協力で焼却ゼロのまちづくりの推進を。とりあえず1回目の質問とさせていただきます。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 質問があったということでお答えをしたいと思いますが、住民の協力で焼却ゼロのまちづくりの推進をとスローガンとしてはわからんわけではありませんけれども、極めて非現実的であります。焼却が必ずしも悪とは言えないというふうに考えております。今、私たちの計画でもいわばごみ発電所のようなことをございまして、新施設では竹野町内の一般家庭のおよそ3倍に当たる約4,800世帯の消費電力に相当する発電量が推定されているところです。これは豊岡市が市内の山宮に設置しましたメガソーラーの19個分にも相当する極めてすぐれものの発電所でありまして、こういったものは要らないと言っていいのかどうか。

それと、しばしば生ごみからメタンをとってそれでエネルギーとして使うといったことがございますけれども、この場合も必ずメタンは燃やすことになります。1個のメタンから1個の二酸化炭素が発生します。これは燃えることの化学式を見ていただいたらすぐおわかりになることでありまして、したがってもし議員がメタン発酵もしない、焼却もしないということであれば、ちょっとあ

り得ないのではないかというふうに思います。

ただ、ごみを減らしたいというお気持ちが進められているという趣旨であれば、それについてはそのとおりかなとこのように思います。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（椿野仁司） 谷局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、工期おくれによる試運転期間中の全量受け入れ決定の根拠と対応についてということをお答えしたいと思います。

まず、そのことを決定したことについて、3つのケースでの検討を行いました。1つ目としまして、新施設でのごみ全量受け入れを工事期間中ではあるが施設の試運転を利用して28年4月から全量受け入れた場合の費用は、4カ月分の運営費が削減される。これは20年間を固定するという意味で、4カ月間の運営費の8,000万円が減額。クリーンセンターの試運転はごみの全量受け入れ後4カ月必要でありますけれども、リサイクルセンターの試運転は1カ月で終了することから、残りの3カ月分の運営費1,670万が増額となって、差し引き6,330万円の減額になるということですし、2つ目として今度は完成するまでの間を豊岡市の施設で全部処理をしていただいた場合にどうなるかという試算をしました。その結果、4カ月分の運営費がなくなりますから8,000万円の減額。豊岡市の既存施設での処理する費用は1億6,234万円。これは過去の実績に基づいて算出したわけですが、そうなりますと差し引き8,234万円が増額になるということですし、また3つ目として今度は豊岡市と香美町さんの施設を動かしてやるというケースを想定をさせていただきました。その結果、差し引きが1億3,410万円増加するのではないかという試算をさせていただきました。

この結果から、やはり一番金額的に有利になるのは、新施設においてなかなか厳しい条件でありますけれども、ごみ処理施設を新設で試運転期間中に受け入れるということのほうが好ましいということで決定をさせていただいたというふうなことでございます。

次に、施設整備の変更工事が発生しないのはなぜかということで、さきの議員の答弁にもありましたように変更する予定でございます。したがって、その内容がまだ決まっておきませんので、来年2月の組合議会定例会までには何とか確定をさせて、その内容を上程させていただきたいというふうに思っております。

次に、議員と住民の現地視察をなぜ拒否したかということにつきましても、先ほどの議員のご答弁をさせていただいたとおりでございます。

次に、本体工事着工は20年間の住民負担と焼却主義を固定するという事のお尋ねでございます。

北但ごみ処理施設整備事業は、デザイン、ビルド、オペレート、設計、建設、運営を一体的に行うDBO方式を採用いたしております。メリットといたしましては、従来の公設公営方式と比較して公共の財政削減効果が大きく見込め、支払いに対する最も高いサービスが供給されるVFMが得られること。財政運営上、運営費など後年度の財政出動を固定化することが可能になることが公設公営と比較し利点になります。

また、事業の安定性、安全性の面では運營業務を民間事業者へ委託しリスクを分担することから、

組合は事業の安定性、安全性の監視に専念でき、監視機能が強化することとなります。これらのことから、住民の側から見ても信頼性の高い良質なサービスの提供が見込まれます。

なお、契約金額に基づき、北但ごみ処理施設整備事業をDBO事業として実施する場合の組合財政支出と組合が直接事業を実施する場合の財政支出の比較を行った結果、現在価値換算で33.1%、額にしまして36億167万2,000円の削減が見込まれる結果となっております。

私からは以上でございます。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、残土の発生原因と賠償責任についてお答えいたします。

残土の発生原因については、さきの議員にお答えしたとおりであります。今回の工事では、掘削量が27万9,000立方メートル、盛り土量が29万4,000立方メートルと、合計57万3,000立方メートルという今まで経験したことがないほどの大土工事であり、なおかつ複雑な地質構成であり工期的制限がある中で約3万5,000立米の残土が結果的に発生いたしました。設計は各種の要綱、指針に基づき実施しており、当初の設計段階では判明し得なかったことが重なったために起こっていることから、さきの議員にもご説明しましたとおりどこかに賠償責任があるとは考えておりません。

次に、敷地内の残土処理決定の根拠と災害等への影響についてですが、敷地内の残土処理決定の根拠についてはさきの議員にお答えしたとおりであります。

災害等への影響ですが、敷地地盤高に対して1.4メートルかさ上げを検討する際に基準に基づき盛り土、擁壁の安定計算を行い基準内であることを確認しており、災害等への影響はないものと考えております。

次に、敷地造成工事費の変更についてお尋ねがありました。

敷地造成の盛り土工及びのり面工の増額分につきましては、チップ舗装工に使用するために仮置きしている伐採木の数量が精査により減少していることが判明しているため、減少分の工事費と相殺しているため造成工事の増額変更はありません。以上です。

○議長（椿野仁司） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 土地収用及び公文書公開についてお尋ねをいただきました。

さきの一般質問にもお答えをいたしましたとおりでございますが、組合の正副管理者において平成23年10月5日には反対運動の中心であった土地所有者の方を訪問し事業への協力を求めていただきましたが、理解は得られませんでした。この交渉結果とこれまでの経過を踏まえて、立木所有者全員の同意が得られない限り土地を取得することができないこと、また平成27年度完成の工程を見ますと裁決申請のタイムリミットでもあることを勸案した上で、組合の正副管理者において収用裁決の申請のご判断をいただいたところでございます。

続きまして、公文書公開について申し上げます。

こちらにつきましても、さきの議員の一般質問でお答えいたしましたとおりであります。

なお、提案の内容は、業者のノウハウがありますが、組合としてもできる限り公表したいと考えておりました。そのため、再三落札者に公開範囲の協議を求めて提案について概要版の形で図面や

提案の内容を公表してきたところであります。

また、北但議会での議案の説明を初めとして昨年11月には地元森本区、坊岡区の区民を対象とし、またことしの5月には北但議員の皆様を対象とした事業説明会を開催し、株式会社タクマのほうから直接説明もさせていただいたところでございます。このように用地取得及び部分開示決定は妥当な行政処分であり、事業を中止するという考えはございません。

続きまして、訴訟継続中の事業についてのお尋ねをいただきました。

こちらまさきの議員の質問に対し管理者に答弁をいただいております。工事を中止する考えはございません。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 一番大事なことを課長お答えになりまして、ありがとうございます。

まず、そしたら順次質問させていただきます。

まず1つ目の質問の中で、ここで求めております原因別の土量、これが幾らになったか。かなり詳しいデータを持っておられるのでわかっておると思うんですが、土量変化率でこの3万5,000のうちどれぐらいを占めるのか。

さらにはセメント等の地盤改良剤、これの土量が幾らかということについて教えてください。

それから、もう1点、3万5,000立米というこの土量ですけども、これは例えば10トントラックでどれぐらいの台数になるか。ざっとでいいですから、わかりましたら教えてください。

それから、次に残土における敷地内残土処理を決定した根拠につきましては、具体的な数字を示していただきましたのでわかりました。

ここで災害等の影響です。私はこの1.4メートルのこの敷地盛り土もそうなんですけども、そもそもこの地盤については、いわゆる軟弱地盤ということでこれまでも同僚議員からもいろいろご指摘があったところであります。10項目のいわゆる除外項目があって、そこにこの地区については該当してないから工事としては特に除外するということはしなかったということであるわけですが、この地盤につきましてはもう既にこの2月の定例議会でも私の一般質問をさせていただく中で、いわゆる日本環境衛生センターのこの指摘という中で、この予定地についてはいわゆる地すべり地形があるというようなことで、こういう指摘がされておまして、これがこの工事によって再活動、また斜面崩壊、こういうことが起こる可能性があるということや、さらにはこの地域周辺全般がスレーキング性を要している初性地すべりというこういう現象も起こしやすい地山だというようなことで指摘がありまして、これに対する対応を当局のほうはされたというふうに思うんですけども、しかしそもそもこの地域というのはこういう県が指定する地すべりの区域ではないんですが、そういったことではもう現にこういう業者のほうでの指摘があった地域であります。そういったことで今度のこのいわゆる盛り土も含めて、このいわゆる災害のときの果たして本当に災害が起こらないという担保があるのかどうかということは大変私も関心のあるところでございます、やった方がいいが後で起こったというようなことではこれは困りますので、そういう意味でこの点について本当に大丈夫か。確かに県のいろいろ基準や先ほどありましたように時間雨量130、これに対し

ての基準で大丈夫だというようなことでありますが、全国のいわゆる局地的豪雨の中でいろんな災害が起こっておるわけでありますので、ぜひその辺のところをしっかりと答弁、これ大丈夫だということをしっかり答えていただきたいと思ひますし、先ほど何か北但の地層分が全部がもう安山岩も含めて非常に崩壊のしやすい土質だということで、ここもそういう地形だから安心なさいというふうなお話もあったようでありますけども、必ずしも北但のいわゆる層群は全部が全部じゃないわけでありまして、北但層群にない区域も豊岡市の中にはありますから、逆にそういう今回のこういう事態を踏まえてどう考えるかということについてぜひお答えをお願いしたいと思います。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 残土の原因別の土量をご説明いたします。

まず、土量変化率から考えられます残土の量は約2万2,000立方メートル、それからセメントによる堆積増加分につきましては約2,000立方メートル考えられます。それぞれこの土量変化率につきましては、今出ております文献の中での最大値の土量変化率を適用して出しております。そしてセメントによる堆積増加についてはこれまでの経験から出てきた数値を参考にしておりますので、2万2,000と2,000立米で2万4,000立米にしかならないわけなんですけども、実際非常に複雑な地層等が含まれておりますので、それ以上の土量変化率であったのか、あるいはセメントによる堆積増加があったのかということが考えられます。

次に、約3万5,000立方メートルの残土は、10トンダンプにしますと約6,400台に相当いたします。

それから、災害についてのご質問があったわけなんですけども、先ほど来ご説明しておりますそれぞれの法律などで出されております基準値をもとに設計をしております。そしてなおかつ施工におきましても、設計施工の監理基準に従って請負業者のほうが適切に施工のほうをしておりますので、基準値内の災害等であれば問題はないというふうに考えております。以上です。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 数字的にはよくわかりました。

3万5,000立米というこの量でありますけども、10トントラックに6,400台というのを改めてすごい量だなということをちょっと私自身実感したんですけども、この関係についてはいわゆる土量変化率がもう既にいろいろ説明をされておりましたが、実際は先ほどちょっと説明のあった体積を既に現場でされておったということでありますから、どうなんでしょう、この実際残土がこれだけ残ってきたというこういう事態がわかったのは、もうある程度かなり前からわかっていたんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） この造成工事におきましては、約7割から8割工事が進まない土が余るのか、あるいは不足するのかわからないというのが一般的であります。そこで、今回の工事につきましても、ことしの2月20日時点で約72%の進捗率が出ておりました。その時点で施設の建設

事業者のほうと高さの確認を行ったところ、計画している高さより3万5,000立米余るということが判明いたしました。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 この3万5,000の発表があったのはたしか5月の説明会のときだったと思うんですけども、先ほどの議論の中でこれ予想がなかなかつきにくいというふうなお話もあったんですが、少なくともそういう対応について、この残土が出てきたいわゆるこの数量も含めて私は特に議員に詳しい説明がなかったわけでありまして、そういう面で本当にどうなのかなという疑念が生じたというのは実際であります。その点については同僚議員の指摘があったので以上で終わりますが。

それで災害等の影響の関係でありますけども、いわゆる基準でしてるからもう大丈夫だよというふうなお話であるんですが、あれでしょうか、今後、今の現場の中でのり面も敷地造成の周辺ののり面切ってるんですが、そういった点についてはいわゆる万全な体制をされているのか、工法的に。それから敷地も1.4メートルかさ上げしましたので、当然基礎も全体変わってくると思うんですけどね。その辺の中身を具体的にどういう形で補強され、今度追加されたのか。またされようとしているのか。現実にもう今やってますので、そこら辺の考え方というんですか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 切り土のり面と盛り土のり面につきましては、基準に基づいて設計を行っておりますし、地盤が1.4メートル上がることによって土圧を受ける擁壁がございます。その擁壁について、土圧が1.4メートル上がったことによってふえた分がございますけども、そのふえた荷重を乗せて再計算しておりますけども、安全基準の中に入っておることを確認いたしております。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 そういったことで、例えば建ったはいいが沈下したというようなことは絶対あってはならないと思うんですけども、そういう点についてはもう安心していいというふうなことなのかどうか。その点も再度確認させてください。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 全て再計算において安全を確認しておりますので、大丈夫であると考えていただいております。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで造成工事の変更がなぜないのかという点でありますけども、この点については古池議員のところではいわゆる盛り土のり面、それからチップ舗装工、この辺のいわゆる相殺で結果的には工事費の変更はないんだというふうなことでありますけども、この点についても当然全体額は変わらなくても中身は変わってるわけでありまして、そういう意味ではきちっとした変更工事の内容については説明が必要だと思いますけども、その点どうでしょうか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 工事費については、そのふえた分を減った工種などで相殺しておりますので、その変更契約として全体としては増額はありませんが、現契約の中でおさまっているということでございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 その中身がどうかというところで、実際は敷地造成が現実にもう既に行われているから、我々議員としてはそういう内容はほとんどわかってませんのでね。工事費の変更がないよと言われれば何でだろうという逆に疑問がありますので、その点はしっかりとふえた分と減った分こうだったよという内容説明が要るのではないかということを私はお聞きしておりますので、その点どうですか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 説明するということは大事かも知れませんが、必ずしもその設計の内容の一部を全て議会にお諮りするということではないかなというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 そういうことでは少し不親切ではないかと思えますから、通常もうわかりますからね、その金額さえ変わらなったら予算もいろいろ必要もないしね。それはよくわかってるんです。ただ、工種や中身が変わってくると、減ったもの、またふえたもの、通常はもう増減にしてもその辺をできるだけ内容を私たちは知りたいと思っていますので、ぜひ今後そういった点については説明をお願いしたいと思いますけれども、それもお願いしておきますので、ぜひ対応してください。

それから、工期おくれの試運転中の全量受け入れ決定の根拠ということで、先ほど比較データを私も資料いただきましてよくわかりました。

ここで1点、ごみ処理施設の性能に関する環境指針というのがあるんですけども、本来は当然試運転については例えば何日以上しなさいよというような部分とか、安全性の確認、性能の関係についても一定の期間が必要ですよということなんですけども、そういった環境省指針に照らしてみても、今回のいわゆる4カ月おくれの全量受け入れを試運転期間に組み込んで全量受け入れをするという点で、この指針との関係でこの指針に反しているか反していないかというところをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 指針には最低限のことが書いてあると思うんですけども、これは90日以上もの負荷運転でその性能を確認せということですので、要は今のところ4月から受け入れて、一気に100%を負荷かけてやるというわけじゃなくて、ごみをため込んでいって順次負荷をかけていって処理をしていくということでございますし、指針に求められていることが満足できなければ7月末という工期であっても試運転を延ばしていくというやり方もあるでしょうから、この指針に満足するような試運転調整をやっていただくということが大前提だというふうに思います。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 指針は一つの国の指針ですので、これにも劣るようなことではだめなわけでありまし

て、それからもう1点は先ほどの同僚議員からも指摘があったんですが、その試運転中の全量受け入れをしたことによって例えば施設にいわゆる問題が起こったり、さらには現場で働いている職員の皆さんにいわゆる被害が加わる、安全性が確保できないというような、こういうことが起こってはならないと思うんですけども、この辺についての考え方を再度お答え願いたいと思います。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほどの議員にお答えしたとおりに、安全性、安定性を確認しながら法規制値を守る排ガス基準の中で試運転をやらせていただくということでございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それから施設整備運営事業における施設整備変更工事費の関係については、いわゆる今後2月にはこういうことは明らかにできるのではないかというふうなことでありますけども、どうなんでしょう、通常結果に対して、結果が出てから、当然結果が出るわけでありますけども、変更工事の必要性とかこの辺の考え方というのは今時点でも既に変更工事については生じているんですね。ただ、それが先ほど同僚議員の質問の中ではまだ精査ができてないから、その精査を待って2月にはというちょっとお話がありましたけど、現在はもう現実には動いているわけで、そこには生じているわけですよ。だから大変手間だと思ってしまうんですが、せつかくのこういう議会ですので少なくともこの部分で一定わかつとる部分だけでも推定というか、そういったことで例えば補正予算にのせるとかというふうな、議会に一定そういう部分の内容を明らかにするというようなことはできなかったのかできないのか、その点についてはどうだったんでしょう。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） もちろん推計で補正予算を上げて、議員の皆さんがそれでよかろうとおっしゃっていただくということになると思いますけど、そういう議論はできないというふうに思います。明らかに変更の額が確定をして、それに対していかがですかということをお諮りするというのが筋だろうというふうに思います。

また、ここでもう既にやってるじゃないかというような議論だったと思うんですけども、これを一部工事を保留しながらやってるわけですけども、これを完全にとめてしまってその解決ができるまで工事をとめるということになりますと、かなりの額の費用負担が生じてしまうということでございますので、全体額の一部の中で対応できるように保留をしながら工事を進めさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 一番最後の部分に入ります。

議員、住民の現地調査をなぜ拒否したかというふうなことであります。ちょっと再度、これはそもそも私の問題でありまして、先ほど同僚議員からもお聞きしたんですが、ちょっと1点確認させていただきます。私が9月25日に現地調査できないだろうかということで谷事務局長にお電話させていただいて、その結果、今、工事が非常に錯綜しているから9月の25日は難しいぞというお話がありました。しかし再度検討して、この検討した結果についてはお知らせしますということで電話いた

できましたら、そのときにはたしか議会がいわゆる求める現地調査についてはしなきゃならない。ただ、議員個人それから住民の調査、これについてはいわゆるできないというはっきりしたご答弁でありました。

私は、9月25日でなくても、例えばじゃいつごろできますかというようなお話の中でそういう話が出てきましたので、ああそうかなということで実はとりあえず電話は受けたわけでありまして、しかし今回の議会運営委員会の中では、ここでは議会だけではなしに議員、住民による現地調査を認める、こういうくだりも出てきておるわけでありまして、じゃこの違いですね、どこでどういうふうになってきたのか。私は、議員そして住民についても現地調査は当然認めるべきだと。いわゆるどこで何が起きているかということについてやはりぜひ知りたいと思いますので、そういったことで当然必要だと思いますけれども、そういう点から見てこのいわゆる議員、それから住民については現地説明は認めないというこの判断がどうだったかなということで思いますので、改めてその点についての議運の見解と谷事務局長が私に示した見解とのこの差がどうだったのか。それに対して今後どうするのか。その点についてぜひご答弁ください。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私が言ったことと現在の説明していることと内容が違うようにおっしゃっておりますけれども、まさに私は25日の日に視察については今申し上げました理由で対応はできないと。改めて私どものほうは現地見学会を公募して、住民等の皆さんに対してはやらせていただく予定にしております。あるいは現場の状況については今ホームページでも掲載しておりますけれども、そういう中身でも充実してお知らせします。なおかつ、議会として視察調査をされる分については対応させていただきますというふうなことを谷口議員のほうにお答えしたというふうに思っております。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃあれですか、議員個人、それから住民さん、これについては現地調査は認めるんですか認めないんですか、どうですか。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議員個人あるいは住民の方については、公募で特定日を設定をして現地見学会を開催させていただきますというふうな方向で開催していきたいというふうに考えております。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 済みません、ちょっと議運の委員長さんに議会運営委員会の報告の中身と、今、事務局が説明されたことと少し過誤があるんじゃないかと思いますが、その点ちょっと。今の件について、だめですか。（発言する者あり）

わかりました。じゃいいです。ぜひ議長、そういった点一遍検討してください。失礼しました。それでは、次の2つ目の質問に入らせていただきます。

1、2、3、4のこの点についてはこれまで何回も指摘して、これについてはそれぞれのお立場での考え方ということになると思うんです。

1点、管理者のほうで、いわゆる住民の協力で焼却ゼロのまちづくりの推進については非現実的

だというようなご指摘があったんですが、これは実は鹿児島県の志布志がここが人口3万二、三千人ですか、このまちで実は焼却炉を持たないでもう完全に27分別と、それからいわゆる生ごみの処理も含めて立派に資源化率が75%ということで、全国市で1番なようであります。こういった実は取り組みが今出てきておりまして、この志布志市の取り組みについてはもう志布志モデルということで、今、例えば南洋のフィジーなんかもこれの取り組みを勉強させてくれということで直接訪問されて、現実にこの担当課長はフィジーに行きたくていろいろ説明する。こんなことが今やられております。そういったことでは決して非現実的じゃなしに、現に鹿児島県の中でこれを実践されてるまちがありますので、決して住民の協力で焼却ゼロのまちづくりの推進というのは非現実的、夢みたいな話ではありませんので、きょうその辺の知見がまだ得られてないというふうなことであります。また改めて実際視察に行きた成果等もありますので、またお届けしますのでぜひご一読していただいて、決してこの焼却ゼロのまちづくり、これは夢でも何でもありません。現実にやってるまちもあるというところを指摘をして、私の一般質問を終わります。

○議長（椿野仁司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

これより第5号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 第5号議案、補正予算に関しまして質疑をいたします。

一般質問でもやったことと重複いたしております。結果として、答弁もございました。進入路、宅地造成工事についてのことでありますが、大きな残土が出たというふうなことの問題。それから、議会に対してかさ上げ工事の図面も出なかった。予算も出なかった。こういう問題については、議会軽視が甚だしいというふうなことがあります。そういう点では、なぜ議会に地盤高を1.4メートル上げた場合には形がどうなるようになる、その重量負荷はどうなる、それから経費は670万円ということが出たわけでありまして、この辺の説明は当然あってしかるべきだったと思いますが、なぜそれをされなかったのかということについてお尋ねいたします。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほどの一般質問で答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 こちらは3回しか質問できませんが、とおりでありますではなくて今質疑のほうに入っております、別の議案に入っております。ぜひ正確に改めて答弁をお願いいたします。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 敷地造成工事の盛り土工及びのり面工の増額分につきましては、チップ舗装工に使用するために仮置きしている伐採木の数量が精査により減少していることが判明していたため、減少分についての工事費と相殺いたしておりますので、補正予算のほうには計上いたして

おりません。以上です。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 金額的には相殺したと。

設計図面をなぜ出さなかったのか。この点についての答弁が先ほどはなかったんですが、大きな変更です。私たちが目にしておった、大体こうなるのかなというような概略の基本の図面というんですか、そういうふうなこととかタクマという企業が説明会で行って大変わかりにくかった。それから、資料はまた返せということで手元にはないわけでありましてけれども、そのときにもいろんな数値といいますか、それから図面が出ておりました。映像でも出ておりましたけれども、実際にはなかなかあれを把握してというふうなことはできなかった。その図面と、それから今回この変更するという事になったことについてのやっぱり図面上の説明が不可欠であると思いますが、なぜそれをしなかったのでしょうか。

○議長（椿野仁司） 澤田課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 工事をしておりますと、さまざまな変更というものが出てきます。そして今回、盛り土及びのり面の増額分の変更につきましては当然変更対象となるわけなんですけども、その議会のほうにあえてご報告をするような内容ではなかったというふうに思っております。

それと、敷地の高さが1.4メートル上がることにつきましては5月19日の議員説明会でもご説明させていただいて、その後また文書にて議員の皆さんに理由書を配付しております。以上です。

○議長（椿野仁司） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

次に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、3点質疑を上げさせていただいていますが、まず1点目の各市町分担金の地域振興事業分7事業の関係について、私、手元では資料をいただいておりますので、とりあえず振興事業名だけ説明してください。

それから、2つ目でありまして、歳出の総務費の一般管理費のいわゆる情報公開審査会委員の委員報酬の補正の関係に関連して、情報公開審査会の開催状況と結果について説明を求めたいと思います。

あわせて、北但ごみ処理施設整備事業費の土地購入費補償金の説明もあわせて説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうから地域振興計画事業の7事業について、事業名だけとおっしゃっておりますので、1つ目に市道梅田区内線第1号・第2号消雪整備、2つ目に市道市場苗原線・苗原区内線第2号消雪整備、3つ目に坊岡区内線消雪整備、4つ目に市道坊岡本見塚線・金原木谷線改良、5つ目に語らいの小径舗装工事、6つ目に市道神原小城線改良、7つ目に市道坊岡区内線第1号改良、以上7事業でございます。

○議長（椿野仁司） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 情報公開審査会の開催状況と結果についてお尋ねをいただきました。

情報公開審査会は、情報公開条例の第22条第1項の規定に基づき設置されました第三者機関で、大学教授、弁護士、行政学識者、人権擁護委員、民生児童委員の5名の方で構成をされております。

公文書の開示請求に対する組合の決定について、行政不服審査法に基づく不服申し立てがあった場合、組合からの諮問に応じて開示、非開示の決定を審査していただき答申をすることになっております。

26年2月26日に受け付けました9名の方からの公文書の部分開示決定に対する異議申し立てに伴いまして、平成25年度中には1回、26年度に入りまして3回、合計4回の審査会が開催されました。9名の方からの異議申し立ての内容は同一の内容に対するものでありましたので、審査会においては一括で審議をいただき、結果、処分は妥当であるという答申をいただいております。

続きまして、土地購入費補償金についてお尋ねをいただきました。

ことしの7月に、これまで事業にご協力をいただけなかった方から土地の買い取りの申し出をいただいたことから用地の買収を行うものでございます。

内容につきましては、5筆、公簿面積4,262平米に係ります土地の取得費として321万2,000円、立木の補償費として54万1,000円、合計375万3,000円の補正予算をお願いしているものでございます。

今回の買収によりまして内諾をいただいております、相続の手續に時間がかかっている分も含めると全体の事業用地36.6ヘクタールのうち36.5ヘクタール、面積の率で99.7%を取得することになります。この結果、残りは7名の共有名義の1筆の山林でありまして、台帳面積856平米の1筆のみになるということでございます。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 情報公開審査会の関係なんですが、先ほど経過についてご説明をいただきました。

この情報審査会というのは、もう議会でもなかなかいわゆる北但行政事務組合の、いわゆるこの今回の契約の中での提案書の提出についてはことごとく著作権法を盾にして公開できないという、公開しても部分公開でほとんど黒塗りのものでありまして、そういう意味では住民のこの情報公開の最後のとりでだったんですが、大変残念な結論が出たなというふうに思っております。

1点お聞きしますが、この審査会の委員さんですが、どうでしょう、全会一致なのか、いわゆる意見が分かれておられたのか。その辺について、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 第4回の情報審査会、6月25日の時点で最終的に委員さんの皆様方からは全会一致で妥当な判断だということで意見が出ております。

ただ、注文といたしますか、できる限り事業者の情報を北但行政事務組合は取得して、できる限り情報提供するよというふうなご意見を付言としていただいているという事実はございます。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。3回目ですから。

○谷口眞治議員 今、答申書の中で付言もあったようですが、これについて管理者、できるだけ情報公開に努められたいというこういう付言があったようですが、これについて管理者はどういうふうにご考えておられるのか、その点だけお願いします。

○議長（椿野仁司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） これまでも答弁させていただいておりますように、著作権で守られておりますけれども本人がいいと言えればいいわけでありますから、ですから北但行政事務組合としては業者の側に出してもらおうような交渉をしたけれども向こう側は嫌だとおっしゃったので、やむを得ずああいう黒塗りということになっている。これはこれで極めて適切なことだろうと思います。

姿勢といたしましては、本人がいいとおっしゃるのであればそれを非公開にする必要は全くないわけでありますから、その意味では当然の内容の付言ではないか、このように思っております。

○議長（椿野仁司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（椿野仁司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 自席でいいですね。

○議長（椿野仁司） はい。

○谷口眞治議員 それでは、第5号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の反対討論をさせていただきます。

今補正の報酬の補正額6万5,000円は情報公開審査会委員の報酬の補正でありますけれども、構成市町住民9名が北但行政事務組合当局の部分開示に異議を申し立て、情報公開審査会で審査された結果は答申は部分開示決定は妥当とし、9名の異議申し立てを却下し、認めないものであります。住民の情報公開の最後のとりでである情報公開審査会までもが北但行政事務組合当局の間答無用行政を追認するもので、断じて認められないので反対いたします。議員各位の賛同を求めて反対討論いたします。

○議長（椿野仁司） ほかに討論ありませんか。

11番木谷敏勝議員。

○木谷敏勝議員 第5号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、前年度の繰越金の確定、事務事業の執行状況の精査を行い補正されたほか、事業への協力をいただく方から買い取り申し出による事業用地の取得の予算が計上されたものであり、適切妥当な予算と考えます。

また、既存施設の損耗状況や市町財政に与える影響などを勘案すれば、現在計画のとおり平成28年度には新施設を着実に稼働させなければなりません。

以上、本案の賛成の討論といたします。

○議長（椿野仁司） ほかに討論ありませんか。

（討論なし）

○議長（椿野仁司） 討論を打ち切ります。

これより第5号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（椿野仁司） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成25年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言の通告のありました15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 15番古池です。

通告いたしておりますように、事業者選定アドバイザー業務について質問します。

決算によりますと1,349万3,550円、この経費が事業者選定アドバイザー業務に使われたというふうなことがここに出ております。この業務委託料の中身であります、このアドバイザー業務についてどういう会合が何回開かれて、どの範囲でのアドバイスというのですか、当局に対して留意すべき点、あるいは大きな予算を使っておるわけでありましてけれども、その先進地の例だとか、それから方式の問題だとか、内容についてはどういうふうなアドバイスをこのアドバイザー業務の中でされたのかというふうなことが一つと、それからアドバイザー業務にかかわる人たちの専門性といいますか力量ですね、この辺はどうなのかというようなことが知りたいわけでありまして、例えば一般質問でもお話しさせていただいて質問もいたしました。著作物の存在、これについてアドバイザー業務にかかわった方々はこの著作物の扱いについてどういうアドバイスをしてきたのか。そういうことについてもお尋ねしたいし、それに伴って業者の主張があれば市民に非公開というふうなことへつながるといふふうなことについて、アドバイザーの方たちはご存じであったのか。

私たち本当に議員をさせていただいておりますけれども、自分たちが発注、自分らいうか当局あるいは議会で議決されたものが議決前にいろいろと調査しようと思っても非公開というふうなことで、著作物ということで内容がほとんど開示されなかったということは初めてであります。殊に今回の何百億円という大きな事業の際にこういうふうなことがあってはよくないと本当に心から思っております。そこでこのアドバイザー業務の方々が住民あるいは議員がしっかりと内容を把握できるようにするにはどういうやり方があるのかということについて、やっぱり当局に対しても指導といいますかアドバイスをする必要があるんじゃないのかなというふうなことで、このアドバイザー業務の中身について詳しく説明をお願いしたいと思っております。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本嘉一） DBO事業者選定アドバイザー業務につきまして、ご説明を申し上げます。

プロポーザル方式の随意契約によって、パシフィックコンサルタンツ株式会社神戸事務所に業務を委託した3カ年の事業でございます。平成25年度の支出は、今、議員がおっしゃった1,349万3,550円となっております。

事業の目的は、DBO方式等に関する幅広い知識と経験を有し、課題分析及び解決できる者の支援を受け、事業者選定を円滑に実施することを目的といたしております。

業務の内容といたしまして、事業者選定方式の検討、それから一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価の支援、それから実施方針の作成支援、それから特定事業の選定に関する資料作成支援、それから事業者の募集、評価、選定及び公表に関する支援、そして事業契約締結に係る支援、それから選定委員会の運営支援、さらに技術、財務、法務等の総合的な支援ということで業務のほうをお願いをしておるところでございます。

失礼しました。事業者選定委員会の開催につきまして、もう一度ご説明を申し上げます。

平成25年度につきましては5回の計画を予定いたしておりましたが、回数の減により4回開催いたしました。日時は平成25年5月28日、それから平成25年7月23日、さらに平成25年8月5日、最終第7回目の委員会になりますが平成25年9月2日、こちらは京都市内のほうで開催をいたしております。以上です。

○議長（椿野仁司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 選定委員会の委員の専門性のご質問があったと思いますけれども、学識経験者として3名の方が入っておられますけれども、廃棄物の処理を専門とする東京都のOBの方、それとあと排ガスについて専門性のある大学の教授、そして公認会計士という3人の方が選定委員会の中に入っておられました。

○議長（椿野仁司） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それで質問を具体的に申し上げたんですが、通告しておりますが、著作物の扱いについてアドバイスがあったのかということについてはどうなんですか。通告はこのように書いております。業者の主張、市民に非公開という姿勢についての判断。この判断について、当局はどのような判断をすべきかというふうなことについて、具体的なアドバイスというんですか、それがあったんでしょうか。

先ほどの報告の中に、DBOの知識が大変豊かだというふうなことから業者の選定、基本計画、実施方式、特定の方式とか締結に至る作業、委員会の運営とか8項目上げられました。こういう中に、著作物についてこうですよというようなことのアドバイスが入っていたのかいなかったのかお尋ねします。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本嘉一） お尋ねにありましたのが著作物についてのお尋ねをいただきましたので、直

接アドバイザー業務とは関係ない話だったかと思います。

ただ、アドバイザー業務の中で直接業者のほうから著作物につきましてのアドバイスというのは受けておりません。先ほど一般質問でも申し上げましたように、今回の提案書は著作物である認識をうちのほうはもともと持っておりましたし、甲府地裁の裁判でもそういった判例が出ておりましたので、取り扱いを統一しておたというところでございます。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

次に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと5点上げておりますが、まず1点目です。

歳入の分担金及び負担金で、先ほどの補正予算でも説明を求めましたが、各市町負担金の地域振興事業4事業分の説明を求めます。これも事業名だけで結構です。

それから、同じく8ページの歳出、総務費であります。総務費の旅費でありますけども、ここで訴訟に係る旅費が出ているのかどうか。金額また回数、人数、こういったことについて求めたいと思います。

それから、同じく9ページの総務費の委託料であります。顧問弁護士業務でありますけども、この顧問弁護士業務の内容説明をお願いします。

それから、次に同じく歳出の北但ごみ処理施設整備事業費の委託料で、ここで業務委託料6事業という説明があったと思うんですが、具体的にこの主要な施策の成果の中で結構ですので、どの事業とどの事業とどの事業なのかということを少し説明してください。

それから、北但ごみ処理施設整備事業の工事請負の関係につきましては、これについては結構であります。取り下げます。以上です。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、地域振興事業分の4事業ということで名称だけということですので、

1つには市道森本団地線第1号から第4号の消雪整備、2つには市道神原御又線消雪整備、3つ目に市道坊岡本見塚線・金原木谷線の改良、4つ目に有害獣防護柵の設置等ということでございます。

私からもう1点、委託料についての質問に対してご説明させていただきたいと思います。

6事業ということで、まず1点目は北但ごみ処理施設にかかわるDBO事業者選定アドバイザー業務ということで、平成23年度から着手して平成25年度までの3カ年ということで、受託者はパシフィックコンサルタンツ神戸事務所、委託料として全体の契約額が3,370万5,000円、そのうち25年度分は1,349万3,550円です。履行期間として、平成23年10月26日から平成25年10月31日でございます。

2つ目に北但ごみ処理施設設計施工監理業務ということで、これは施設建設期間の平成25年から27年度末ということで契約を、受託者はパシフィックコンサルタンツ株式会社神戸事務所、委託料が1億1,830万8,000円、25年度分としまして1,722万円でございます。履行期間としては平成25年7月31日から平成28年3月31日でございます。

3つ目に、北但ごみ処理施設整備事業にかかわる埋蔵文化財調査整理業務ということで、平成20年から行っております埋蔵文化財調査の24年度まで実施したわけですが、その取りまとめということで豊岡市さんのほうに委託をしております。委託料として146万円、履行期間としまして25年7月11日から26年3月25日でございます。

4つ目に進入道路・敷地造成工事アドバイザー業務ということで、進入道路・敷地造成工事において当初想定していなかった土質によって施工に支障が生じたために、専門的な知識、経験を有する方に現地調査を委託して施工上の注意点等について指導を受けたということで、受託者は一般財団法人日本環境衛生センター、委託料として136万5,000円、履行期間として平成25年5月9日から平成26年3月25日でございます。

5つ目に木谷川の水質検査業務ということで、工事中における木谷川の水質を把握するために水素イオン濃度、生活環境の保全に関する環境基準、人の健康の保護に関する環境基準の測定等を行っております。受託者は株式会社環境テクノス、委託料が26万8,800円、履行期間が25年4月26日から26年3月25日でございます。

次に、6番目に斜面安定対策設計業務は進入道路・敷地造成工事において指摘のありました斜面崩壊の危険性の高い箇所について調査をした結果、対策が必要でございましたので、その詳細設計を委託したものでございます。受託者は株式会社ウエスコ豊岡事務所、委託料が198万4,500円、履行期間が25年8月2日から平成25年9月30日までということでございます。

○議長（椿野仁司） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 顧問弁護士業務についてお尋ねをいただきました。

顧問弁護士業務につきましては、豊岡市の顧問弁護士でもあります神戸法律事務所に所属されております弁護士と平成22年度から顧問契約を締結いたしております。

弁護士業務の内容につきましては、法律相談、口頭による法律問題の鑑定をお願いしており、平成25年度では基本協定書及び特定事業契約の書面チェック、さらに公文書の情報公開請求についての相談をお願いしたほか、進入道路・敷地造成工事に伴って生ずるトラブルにも備えておく必要があることから、各種の相談をお願いしたところでございます。

続きまして、訴訟に関する旅費、金額、回数、人数についてお尋ねをいただきました。

訴訟に係ります職員の旅費は、職員等の旅費に関する条例に基づき支給をいたしております。公用車を使用しておりますので、同条例第11条別表に定めます日当として一人1日当たり2,600円を支給いたしております。平成25年度の実績では、訴訟に係る口頭弁論への参加が5回あり、延べ14名、3万6,400円となっております。そのほか、訴訟以外の法律相談も含めまして弁護士との協議や相談、それから被告、兵庫県との協議などで7回ございまして延べ19名、4万9,400円、合計で訴訟に係る旅費は12回、延べ33人、8万5,800円となっております。以上でございます。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 顧問弁護士業務の関係なんですけど、これは北但の訴訟関係しますその顧問弁護士とは全く別のものというふうに理解していいのかなどうか、その点だけお願いします。

○議長（椿野仁司） 河本課長。

○総務課長（河本嘉一） 今お願いしています顧問弁護士業務と訴訟に関する業務は別でございます。
委託料は別でございます。ただ、同じ弁護士のほうをお願いしておるということでございます。

○議長（椿野仁司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 当初、進入路が10億円ぐらいの予想ということでおったんですけど、最近18億近いと
いうことを聞いております。先ほどウエスコだとか日本環境ですか、136万、198万、地質というか
予想外という谷事務局長は言われたんですけど、予想は出てたんですね、最初から。何で予想外と
いうふうな回答があるんですか。改めて10億が18億。当初10億って聞いておったんです。何で18億に
なるか教えていただけますか。

○議長（椿野仁司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） この進入道路・敷地造成工事につきましては、当初発注につきましては用地
が全域にわたって取得できた段階で発注したわけではなくて、一部未買収のところがありましたの
で、その部分にかかわる工事を除いて発注をかけて10億何がしかの当初契約であった。そのときの
議会にも申し上げましたとおりに全体で設計をしておりまして、部分発注になると。用地が確保で
きた段階で変更で処理をさせていただくというものでござりますので、ご理解いただきたいというふう
に思います。

○議長（椿野仁司） 3番。

○西村銀三議員 最初の質問に答えてない。

○議長（椿野仁司） 答弁漏れあるの。想定外。

○事務局長（谷 敏明） 想定外、土質調査をして確認をしている箇所については確認しています。そ
れ以外のところについては推定をしておりますので、推計でしたところが予定よりも違ったという
ことです。

そもそも設計自体を、逆に全てそういう対策を当初からしてやっていくというやり方も多分ある
かと思います。ただ、その場合には本来必要でなかった補助的な工法をあえて必要じゃないところ
までする必要があるので、工事費自体は全体的に押し上げていくという結果になります。
したがって、今回私どものほうのやり方としては、現地を確認した上でその必要な対策をして工事
をやっていくほうが、より安価に工事が進めることができるという判断のもとで実施させていただ
いたということでございます。

○議長（椿野仁司） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 そういうのを無計画な工事と言うんですね、一般には。出たとこ勝負というかね、崩
れたら直しゃええがな、そういうことを言うんです。

それで今浜坂道路が工事してるんですけどね、余部ー浜坂間。300億円、10キロ。メーター当たり300万円かかるとるんです。この18億、20億としたらメーター当たり200万以上、800メーターの進入路にかかっている。立派な道路なんです。それでつくりゃええというんだったらね、はっきり言って誰でもつくるんです、金さえ突っ込めばできるんですから。これは計画と言いませんよ。何度も言うように税金を使っとるわけです。いかに大事に使うか、そういう視点が私は欠落しているように見えるんです。すばらしい高速道路ができちゃいますよ、これだったら。こんな事業計画でいいんですか。もっともっと本当の意味で税金が生きる生かし方、あると思うんですよ。余りにもひどい使い方だと思う。1円でも安く上げてほしい。そして効率的に運営してほしい。これが普通の考えではないでしょうか。

情報公開のあり方も含めて、非常に心もとないというか、谷事務局長の鶴の一声で決断がなされているということになってはならないというぐあいに思いますし、ぜひともに事業をつくっていくという視点が欲しいと思っておりますので、改めてお願いをしておきます。

○議長（椿野仁司） 質問ではなく、ご意見としてでいいですか、今のは。

ただいまの3番西村銀三議員の質問は終了いたします。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（椿野仁司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 15番古池です。決算につき討論いたします。

2013年度、平成25年度決算に対し不承認の立場で討論をいたします。

仮設道路ののり面崩壊、軟弱地盤対策、切り土斜面崩壊対策などに不測の時間を要したため、4カ月の完成おくれが見込まれるとの報告がなされた。質問でも指摘いたしましたが、工事着手前の調査が正確かつ適切にできていれば防げた事態ではないかと思えます。監督の責任、追加工事を容認した経過が地下のことだからわかりにくかったのでやむを得ない。責任は問わないなどの理由は当局の説明としては住民を納得させることはできません。

アドバイザリー委員会は、審査の結果タクマグループを落札者として決定いたしました。契約の相手方としてタクマグループが選ばれましたが、そのグループの基本姿勢として発注の主人公である住民への情報開示につき著作物であるとの観点から、ほとんどの情報を黒塗りにしてこれが住民への説明ですとの姿勢は到底受け入れられるものではありません。施設整備に92億8,200万1円、運營業務に88億4,205万円、合計181億2,400万1円という巨額な契約が締結されたことは、到底承認できるものではありません。

以上の理由から、北但行政事務組合2013年度決算については不承認の立場で討論といたします。

○議長（椿野仁司） ほかに討論ありませんか。

13番松井正志議員。

○松井正志議員 第6号議案平成25年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、認定すべきものとして討論いたします。

平成25年度決算では、北但ごみ処理施設整備事業の進入道路・敷地造成工事の執行額は軟弱地盤等の対策を含めた工事費は7億3,500万円となっており、全体工事費の計画額に対して58%が執行済みとなっています。

また、施設整備運営事業においてはDBO事業者選定で学識経験者による提案の審査を経て落札者の決定、契約の締結に至ったなど、これまでの北但行政事務組合の運営の中でも極めて意義のあった年度であったと思います。平成28年度の新施設稼働に向け、まさに着実に事業が進められた決算であったと考えます。

したがいまして、本決算は認定すべきものと考えます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

○議長（椿野仁司） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（椿野仁司） 討論を打ち切ります。

これより第6号議案平成25年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（椿野仁司） 起立多数であります。よって、第6号議案は、原案のとおり認定されました。

次に、本日お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 少しこの継続審議の内容についてお尋ねをしたい件がございますけれども、取り計らいをお願いします。

○議長（椿野仁司） 質問ですね。

○中井次郎議員 質問、よろしいですか。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 文書で自宅のほうに協議した内容が届いているわけでありまして。こういう中で、確かに議論の中で一般質問の中でも現地での説明会なるものをやるような旨、それで谷事務局長のほうからも公募でやりますよというようなお話がございました。

そうしますと、一体いつの時期になさるのかなど。はっきり言ったら、冬になるのか年内になさるのか。そういったことについて、こういう審査のときにはそういう旨が伝えられただけで具体的にいつだということはないわけで、それができたら継続審議じゃなくて採択するとか、これも何か

少しおかしい話で、きっちりしたやはり日にちなりそれなりを早急に出してほしいなと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（椿野仁司） 青山委員長、答弁をお願いします。

○議会運営委員会委員長（青山憲司） ただいまご質問がありました請願に関する件でございます。

これは議会開会日に議会運営委員会を開催いたしまして、その翌日、10月の7日付の文書で議員各位にはその議会運営委員会の審議の結果についてご報告を申し上げたところでございます。

その内容は、今、中井議員がおっしゃったとおりでございますが、この請願につきましては紹介議員もございまして、紹介議員がたまたま議会運営委員会の委員でございます古池議員でございまして、古池議員からもその願意、あるいは当局も谷局長のほうからその請願の内容についてそれぞれからご意見を伺いました。

その結果として委員にお諮りをしたところ、継続審査が妥当であろうというふうなことでございましたので、議員の皆様にもその議会運営委員会の結果をご報告したところでございます。

先ほど中井議員のほうからお話ございましたそのいつの時点で、具体的な日にちを示すべきだというふうなお話ございましたが、谷局長のほうからはその今の現地の状況、進捗状況も含めてやはり安全を確保することが第一であるというふうなことから、当然これは工事事業者との調整も必要になってこようかと思えますし、いつでも見に行けるということでは若干安全が確保できないということもございまして、もう1点は11月の豊岡市の臨時議会を経て議員の変更も生じるであろうということもございまして、議会においてはそういった時期も踏まえて工事の進捗状況が見れるような時期に設定をしたいということで、今の時点で具体的にこの日ということを設定するのがなかなか難しいということでございました。

さらに、住民の皆さんには具体的にそれなりに工事が進んでいる状況を見ていただく時点で公募をして現地見学を計画してはどうかというふうな局長からの提案もございまして、それについては委員のほうからの異論もございませんでしたので、具体的にはこの日ということを設定することはなかなか今の時点で難しいということでございまして、議会運営委員会としましてもそういった具体的にどの時点で現地の視察をするのがいいのか、そのあたりも含めて当局からの提案を待ってこれから議会運営委員会でもた諮って、いつに見学を設定するかということは今後調整をしていきたいということでございまして、そういった議論を議会運営委員会のほうで実施したということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（椿野仁司） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ぜひ早急なる対応をお願いします。

○議長（椿野仁司） ほかに質疑はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 先ほどちょっと一般質問で議運の委員長さんには失礼しました。

ちょっと1点だけ確認させてください。

この願意ということでこの報告書を見ましたら、議会主催によるいわゆる住民の希望者というふ

うな言い方で公募のということであるんですが、例えば議員やそれからその他のこの議会以外にそういったことについて、願意というのはそうだと思うんです。請願のね。やはり住民であれ議員であれ、この現地を見せてほしい。そのときに見せていただきたいというのが願意ですので、この辺についての考え方がいま少しちょっと変わってきているのかなと思いますので、その点についてどういうふうに考えておられるのかとりあえずお願いします。

○議長（椿野仁司） 5番青山憲司議員。

○議会運営委員会委員長（青山憲司） 5番青山。

議会運営委員会で審議をされました内容について、私のほうから報告をさせていただきました。議運の委員長としてのその本人の意思を申し上げるのはここではふさわしくないというふうに思いますので申し上げませんが、委員の中からはやはり議会としてその視察をするのがどうかというふうな意見もございました。やはり議会として当局のほうにその現地見学をお願いして、その設定をしていただいた上で議会も現地の視察に入る。あるいは住民の皆さんに見ていただく機会として、やはり今当局のほうと事業者とで調整をしていただく中で、適切と思えるような時期に公募をして現地を見学していただくというふうなことがふさわしいのではないかとということで、委員の皆さんからはそれについての異論もございませんでしたし、今の願意を酌み取ってということもございますけれども、やはりそういう見学会が必要だということについては委員の皆さんも了解いたしますか、されているとこだというふうに委員長としては認識をいたしまして委員の皆さんにお諮りをしたところ、全会一致で継続審査ということであったというふうに理解をいたしております。以上です。

○議長（椿野仁司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議運での審議状況についてはわかりました。

ただ、願意はあくまで住民であれ議員であれぜひ現地を希望した日に、当然それは現場もありますからその日だけということでないんですが、今の提案の限定するじゃなしに願意そのものを受け取り、継続審査でありますので、引き続きその点ぜひ審査をお願いを求めてとりあえずお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（椿野仁司） ほかにありませんか。

（質疑なし）

○議長（椿野仁司） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（椿野仁司） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(椿野仁司) ご異議なしと認めます。よって、第90回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後3時59分

[議長閉会挨拶]

○議長(椿野仁司) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る10月6日に招集されまして本日までの22日間にわたり予算1件、決算1件の合計2件を慎重にご審議を賜り、全て滞りなく議了することができましたことは本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

さて、現場では施設の建設に向けたくい工事が懸命に行われているとお聞きいたしております。どうか安心安全な施設の建設に向けて、管理者を初め当局職員におかれましてはより一層の努力をされるとともに、工事期間中、施工業者においても無事故での施工を願うものであります。

また、各議員におかれましては、諸行事多端な時節柄どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申し出があります。お聞き取りください。

[管理者閉会挨拶]

○管理者(中貝宗治) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月6日に開会いたしました第90回北但行政事務組合議会定例会は全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりました。組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し心から敬意を表します。

今期定例会には私から2つの案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑において議員各位からいただいたさまざまなご意見、ご助言も踏まえながら事業を進めていきたいと考えています。

現在、現場では進入道路・敷地造成工事、地下埋設管布設工事、8月28日、議員各位の参加いただいた安全祈願祭以降現場着手している施設建設工事と3つの工事がふくそうしておりますが、まずは安全な工事施工を第一に工事を進めているところです。

開会の際にも申し上げましたとおり、施設建設工事の完成は当初の計画に比べ進入道路・敷地造成工事の敷地造成高の変更により約4カ月のおくれを見込んでいます。今後も施設整備・運営事業者と協議、連携を密にし、しっかりと工程管理を行いながら、平成28年4月のごみ全量受け入れを目指し事業進捗を図ってまいります。

引き続き施設建設工事中は地元や周辺の方々にはご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、事業の推進に格段のご理解をお願いするものです。

これまでも申し上げてきましたとおり、現有施設の損耗状況などを考慮すれば着実に施設整備を行うことが私ども組合に課せられた使命であると認識しております。議員各位におかれましては、

事業進捗に向け格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。
ありがとうございました。